



第3期

戸田市

スポーツ推進計画



令和8年3月
戸田市

目次

第1章 計画の概要

1. 第3期戸田市スポーツ推進計画の趣旨	2
2. 第3期戸田市スポーツ推進計画の構成	3
3. 第3期戸田市スポーツ推進計画策定の背景	3
4. 第3期戸田市スポーツ推進計画の位置づけ	5
5. 第3期戸田市スポーツ推進計画の計画期間	6
6. 第3期戸田市スポーツ推進計画の策定体制	6

第2章 戸田市における現状と課題

1. アンケート結果からみる戸田市の現状	8
2. スポーツに関する事業・スポーツ施設・スポーツ関連団体	19
3. 第2期戸田市スポーツ推進計画の評価	24
4. 戸田市におけるスポーツ活動に関する課題の整理	28

第3章 計画の基本的な考え方

1. 第3期戸田市スポーツ推進計画におけるスポーツの定義	33
2. 第3期戸田市スポーツ推進計画の基本理念	34
3. 第3期戸田市スポーツ推進計画の基本方針	36
4. 第3期戸田市スポーツ推進計画の基本目標	37
5. 第3期戸田市スポーツ推進計画における計画の指標	38

第4章 計画の展開

1. 基本目標① スポーツと関わる機会を創出します	40
2. 基本目標② スポーツを「する」人たちを支援します	43
3. 基本目標③ スポーツを「みる」機会を創出します	46
4. 基本目標④ スポーツを「ささえる」人たちを育成します	48
5. 基本目標⑤ 地域資源を活かしたスポーツを推進します	50
6. 基本目標⑥ 子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます	53

第5章 計画の推進体制と評価

1. 計画の推進体制	57
2. 計画の進行管理・評価及び実施状況の公表	59

参考資料	60
------	----

第 1 章

計画の概要

1 第3期戸田市スポーツ推進計画の趣旨

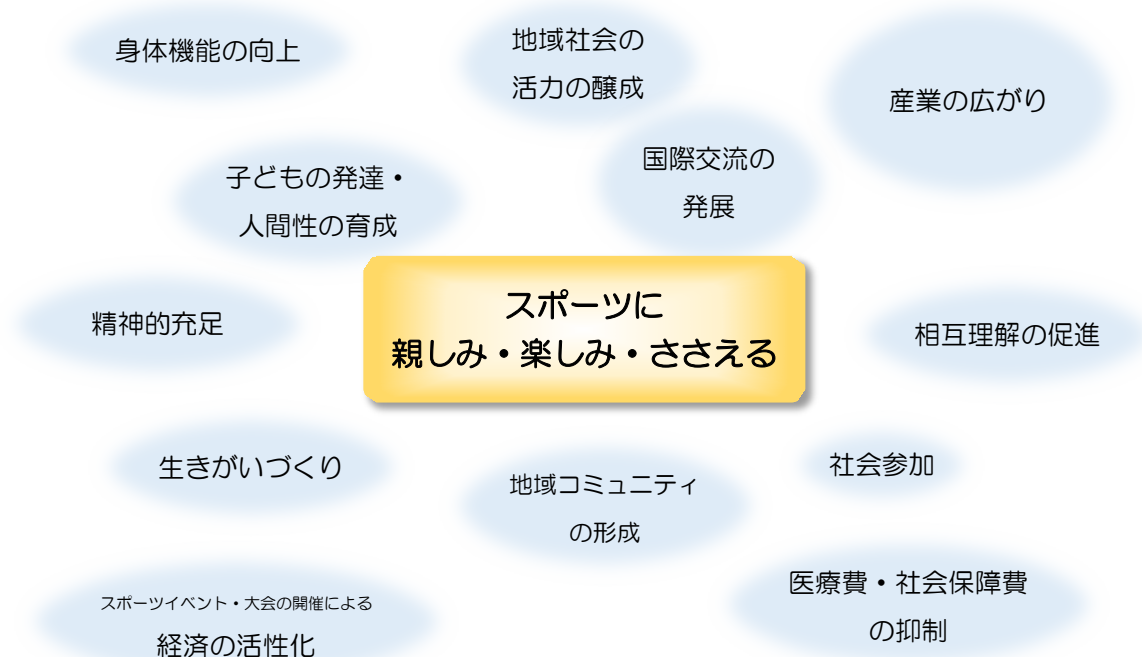
スポーツは、心身の健康を促し、世代を超えて人生をより豊かにし、また地域社会の活力の醸成など、幅広い分野への効果が期待されるものです。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）において、スポーツは「世界共通の人類の文化」として位置づけられ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」という、スポーツに関わる権利を保障する考えが示されています。

戸田市においては、スポーツ基本法に基づき、令和3年（2021年）3月に『第2期戸田市スポーツ推進計画（計画期間：令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで）』を策定し、戸田市の地域資源である戸田ボートコースやローイング（ボート）競技をはじめとした水辺のスポーツを推進するとともに、誰もがスポーツに参画できる環境づくりを目指してきたところです。

一方、第2期戸田市スポーツ推進計画の計画期間においては、第3期スポーツ基本計画（国）の策定やスポーツ基本法の改正、戸田市スポーツ推進条例（令和6年条例第4号）の制定と、スポーツに係る社会背景の大きな変化等があったところです。

このようなスポーツに係る社会背景の変化等に伴う新たな課題への対応や、第2期戸田市スポーツ推進計画の進捗状況を踏まえ、これまでのスポーツ推進に係る取組を継続しつつ、戸田ボートコースや彩湖・道満グリーンパークなどの施設資源、トップスポーツチーム、トップアスリートなどの人的資源をはじめとする戸田市独自の地域資源を活かしたスポーツの推進などに取り組みするため、第3期戸田市スポーツ推進計画を策定します。



2 第3期戸田市スポーツ推進計画の構成

第1章 計画の概要

本計画の策定に当たり、スポーツを取り巻く社会背景や社会環境の変化、国や埼玉県
の動向を整理します。そして、戸田市の特徴や計画策定に関する基本的な考え方や
方向性を示します。

第2章 戸田市における現状と課題

戸田市のスポーツ推進事業やスポーツ施設、スポーツ関連団体の概要について整理
し、第2期戸田市スポーツ推進計画の取組を振り返るとともに、令和6年度（2024
年度）に実施した「スポーツ・レクリエーション活動に関する意識調査」結果をもと
に、戸田市のスポーツに関する現状と課題を整理します。

第3章 計画の基本的な考え方

第2章で整理した課題を踏まえ、第3期戸田市スポーツ推進計画の基本理念、基本
目標等を示します。

第4章 計画の展開

第3章で示した基本理念や基本目標の実現に向けて、各基本目標を達成するための
取組及び具体的手法を示します。

第5章 計画の推進体制と評価

本計画を推進するための体制や進行管理・評価の方法について示します。

3 第3期戸田市スポーツ推進計画策定の背景

第2期戸田市スポーツ推進計画の計画期間（令和3年度（2021年度）から令和
7年度（2025年度）まで）において、第3期スポーツ基本計画（国）の策定をは
じめ、次に掲げるスポーツに係る社会背景の変化等がありました。

(1) 第3期スポーツ基本計画（国）の策定

国においては、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定され、スポー
ツを通じた「多様な主体におけるスポーツの機会創出」、「スポーツによる健康増
進」、「スポーツによる地方創生・まちづくり」、「スポーツを通じた共生社会の実
現」等を総合的かつ計画的に取り組む施策として掲げ、スポーツの価値を高め、全
ての人々がスポーツの力を享受できる社会の実現を目指すこととしています。

地方公共団体に対しても、地域の実情に応じたスポーツ推進計画の策定・見直しを求めています。

このような国の動向を踏まえ、本市においても、国の基本方針との整合性を図りながら、本市の地域特性や市民ニーズに対応した新たなスポーツ推進計画を策定することにより、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康で豊かな生活を送ることができる環境づくりを推進していく必要があります。

(2) スポーツ基本法の改正

平成23年（2011年）に制定されたスポーツ基本法では、同法第10条において「都道府県及び市町村は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に則したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と定められています。

制定から14年が経過し、この間、スポーツを取り巻く社会環境が大きく変化したことを受け、令和7年にスポーツ基本法が改正されました。

この法改正では、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、ウェルビーイングといった多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現を図るための改正となっています。

本市においては、法に基づき引き続き、スポーツの推進に関する計画を定めるとし、法改正の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりがライフステージに応じてスポーツに親しめる環境づくりを目指していきます。

(3) 戸田市スポーツ推進条例の制定

スポーツの推進に関し、全ての市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう基本理念を定め、市民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現を目的として、令和6年4月1日に戸田市スポーツ推進条例を制定しました。

同条例に基づき、市は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、スポーツの推進に関する施策の効果検証及び評価を行うこととしていることから、第3期戸田市スポーツ推進計画の策定に当たっては、戸田市スポーツ推進条例との整合を図る必要があります。

(4) 地域特性を活かしたスポーツ推進に係る新たな取組

地域、ボート関係者及び行政の協働によるボートのまち戸田を盛り上げるための施策の検討及び事業の実施により、ボートのまち戸田としてのイメージの定着、市民及

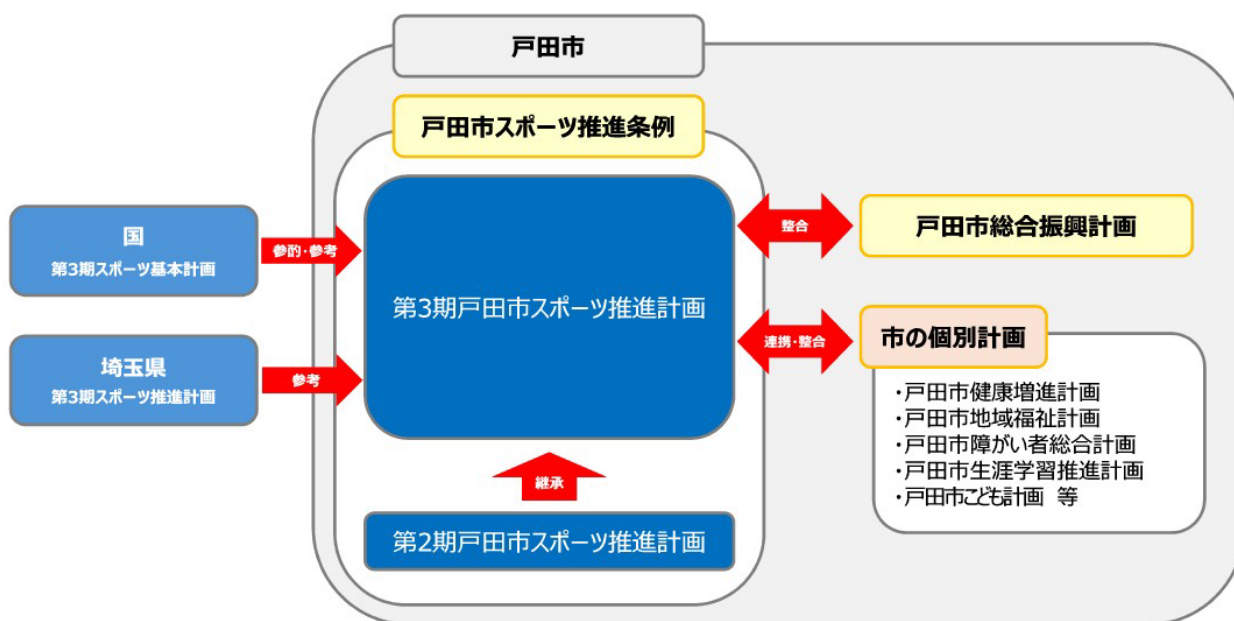
び関係者の地域への愛着形成やローイング（ボート）競技に対する市民の関心度向上を図り、戸田ボートコース等の地域資源を生かした本市独自のスポーツ、レクリエーション活動の促進及び地域活性化につなげるため、戸田市ボートのまちづくりコンソーシアムを令和6年3月に設置しました。

地域資源である『本市を拠点とするトップリーグで活躍するスポーツチーム』について、市民がトップレベルのスポーツに触れる機会やスポーツチーム・選手の地域への愛着と競技レベルを高めるモチベーション向上を目的とし、市を挙げて応援するスポーツチーム応援気運醸成事業を令和6年度から開始しました。

4 第3期戸田市スポーツ推進計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、戸田市の実情に即したスポーツ・レクリエーション活動の基本となる計画として策定します。

策定に当たり、国・県のスポーツ関連計画を参考としながら、令和5年に制定した戸田市スポーツ推進条例を踏まえた計画とし、「戸田市第5次総合振興計画」をはじめとした戸田市で策定された各種事業計画と整合・連携を図ります。



5 第3期戸田市スポーツ推進計画の計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図ることから、必要に応じて見直しを行います。

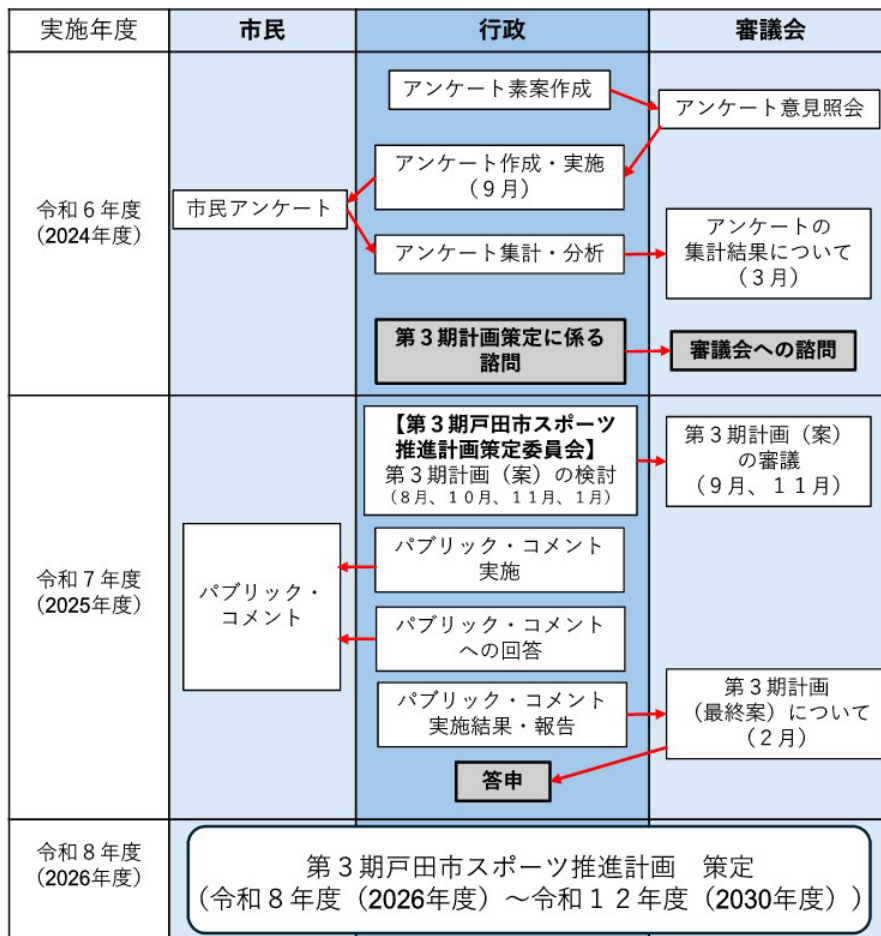
6 第3期戸田市スポーツ推進計画の策定体制

スポーツの推進に当たっては、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた取組が求められています。

そこで、学識経験者や関係機関の職員、スポーツ関連団体の代表者や市民などを委員とする「戸田市スポーツ推進審議会」で審議しました。

戸田市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条に基づき設置しており、計画の審議のほか、戸田市のスポーツの推進に関する重要事項について審議しています。

また、本計画の原案は、庁内関係部署の職員で構成された戸田市スポーツ推進計画策定委員会において協議されたものです。



計画策定の経緯

第 2 章

戸田市における現状と課題

1 アンケート結果からみる戸田市の現状

(1) 調査の実施

本計画の策定に当たっては、令和6年度（2024年度）に市民のスポーツに対する意識やスポーツの実施状況、スポーツ推進に関する意見・要望などを把握するため、下記2区分による「スポーツ・レクリエーションに関する意識調査」を実施しました。

考察の一部においては、前回アンケート結果（令和元年（2019年）実施）との比較分析を行っています。

①調査対象

区分	対象者
一般 市民 (2,400)	戸田市民で18歳以上の男女2,400人 層化無作為抽出 18～29才、30～39才、40～49才、50～59才、 60～69才、70才以上の6階層の男女各200人 ※障がいのある方に対する項目も設けている。
団体 (238)	学校開放施設使用登録団体 238団体

②調査方法

一般市民…書面またはWEB、団体…WEB

③調査期間

一般市民…令和6年9月26日（木）～10月20日（日）

団体…令和6年11月15日（金）～22日（金）

④集計結果

区分	対象者	返送数	回収率
一般	2,400	756	31.5%
学校体育施設使用登録団体	238	79	33.1%
合計	2,638	835	31.6%

※障害のある方の回答は18名

(2) アンケート結果

①一般市民

自身の健康状態と体力について

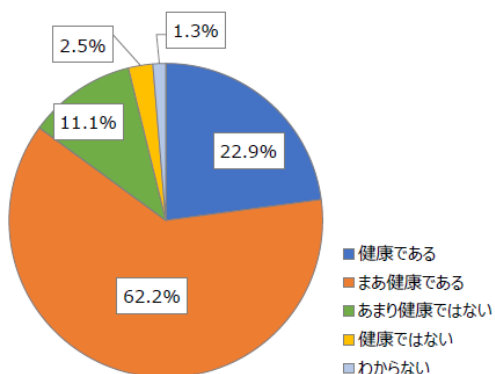
【調査結果】

○8割以上の市民が、自身が「健康である」、「まあ健康である」(85.1%)と感じていました。一方で、自身の体力に「自信がある」、「まあ自信がある」と回答した割合は5割弱であり、日常の運動量についても、7割以上の市民が「不足している」と感じています。

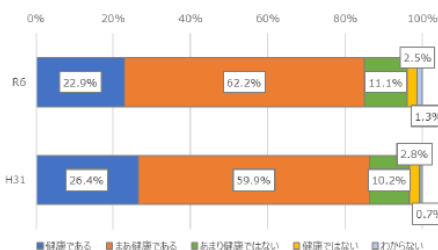
○自身の健康感について、前回調査時(R1:86.3%)から大きな変化は見られませんでした。

○スポーツを1年以上行った・行っている回答者が8割を超えています。

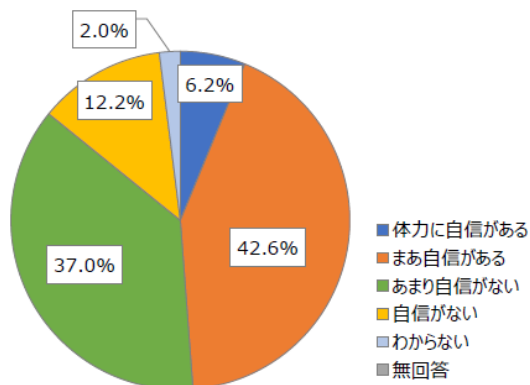
【健康状態】



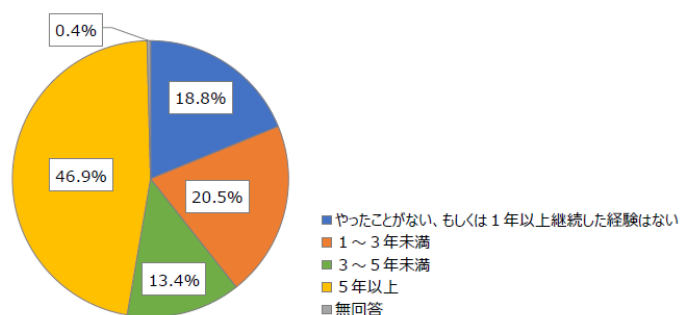
【参考】前回調査との比較



【体力】



【スポーツ歴】

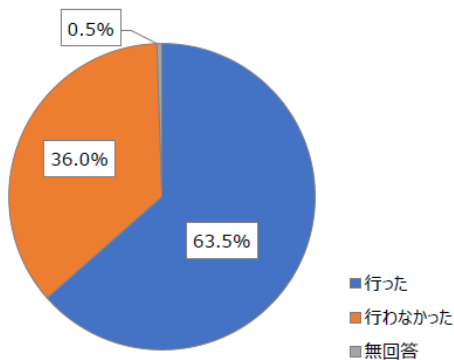


現在のスポーツ実施状況について

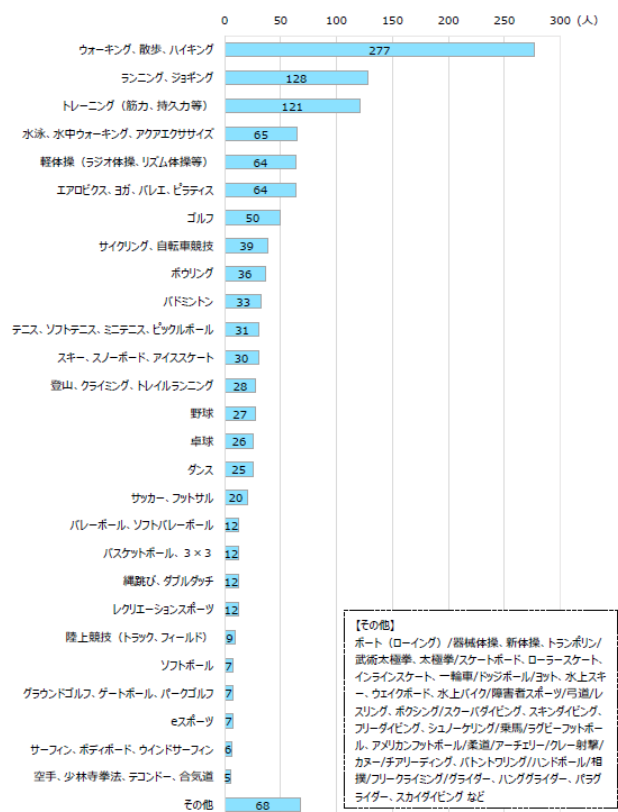
【調査結果】

- 全体回答者のうち、6割以上の回答者が1年以内にスポーツを行っており、種目としては、ウォーキング、ランニング、トレーニングなどが多いです。
- スポーツを行っている回答者のうち、7割近くが週に1回以上行っており、前回調査時（R1：32.2%）から大幅に増加しました。
平均時間としては、1回につき30分～2時間程度行うことが多いです。
⇒第2期計画策定時の目標（60%）を達成しています。
- 時間帯としては午前中が多い傾向にありますが、特に決まっていない回答者も2割近くいる状況です。
- 公園・広場・道路や、市内公共施設、民間スポーツ施設で、ひとりでスポーツを行う回答者が多い傾向が見られました。
- 健康・体力づくり、運動不足の解消、気分転換・ストレス解消のためにスポーツを行うと回答した割合が多い傾向でした。
一方で、スポーツを行わない理由として、忙しくて時間が無い、スポーツを行う機会がないと回答した割合が多い傾向でした。

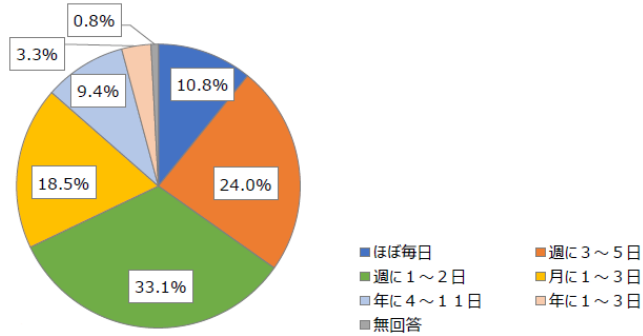
【過去1年にスポーツを行ったか】



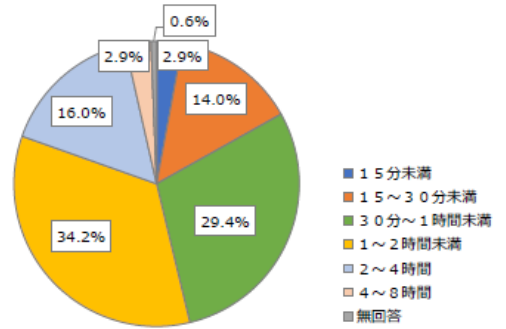
【この1年間で行ったスポーツ】



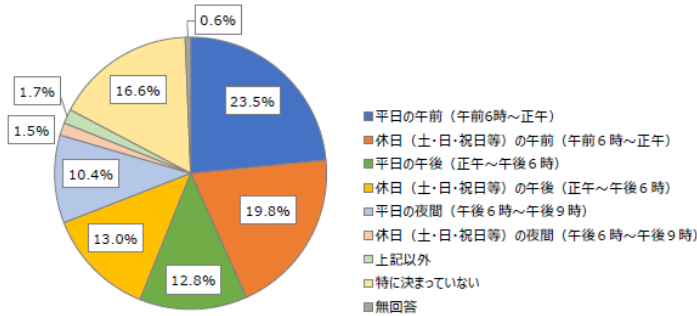
【頻度】



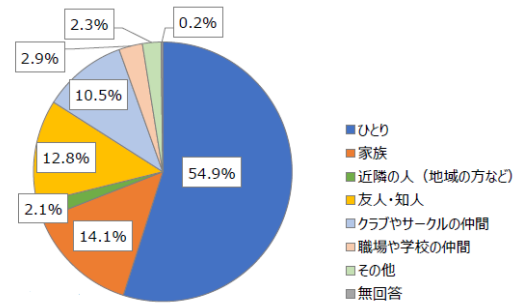
【平均時間】



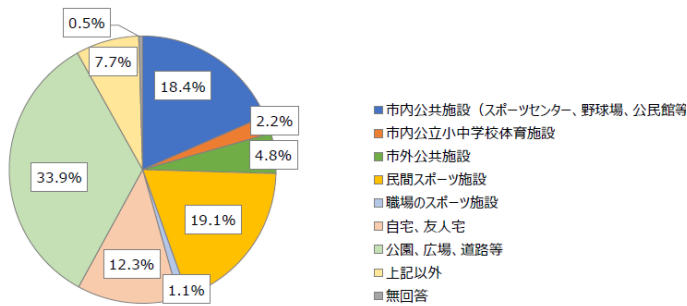
【スポーツを行う時間】



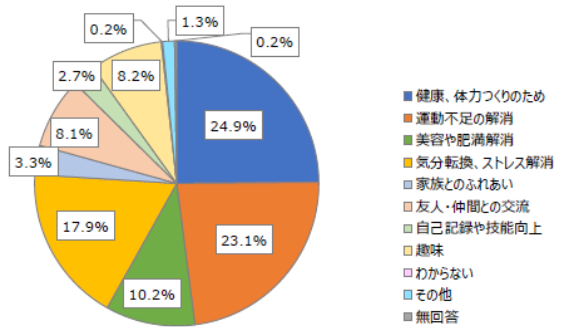
【スポーツを誰と行うか】



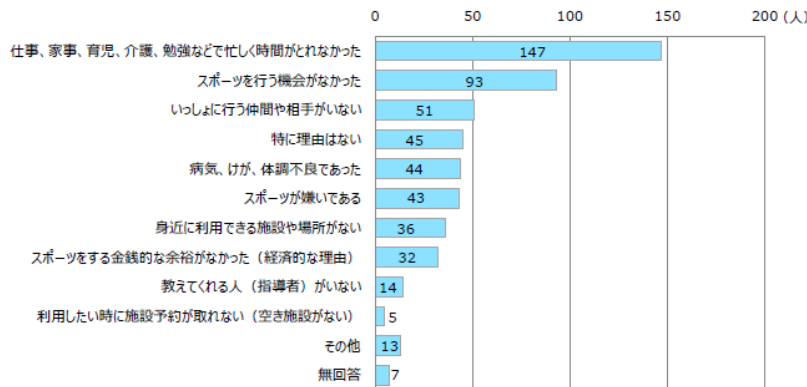
【主にスポーツを行う（行った）場所】



【スポーツを行う（行った）理由】



【スポーツを行わなかった理由】

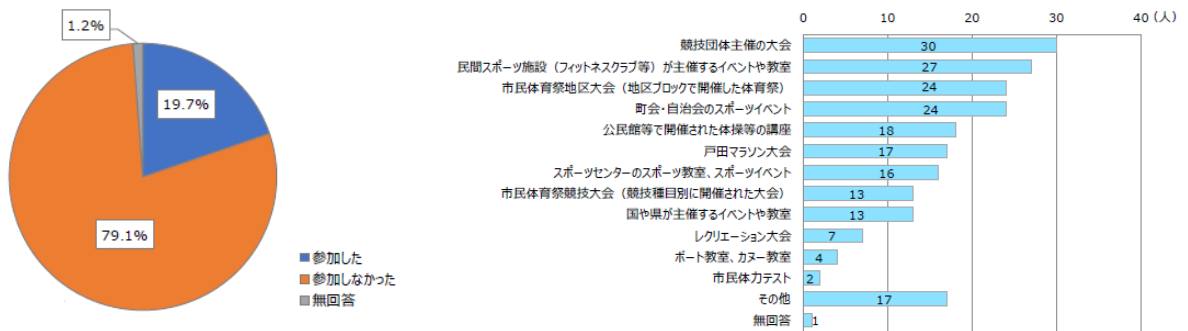


イベントやみる・支えるスポーツについて

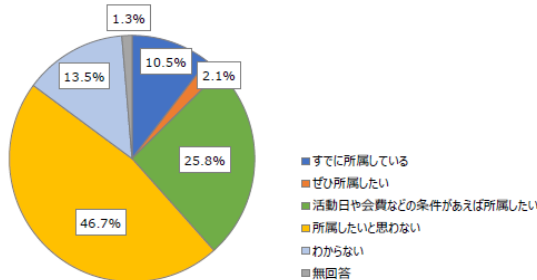
【調査結果】

- 過去1年間にスポーツイベントや教室等に参加した市民は2割弱となり、競技団体主催の大会や民間スポーツ施設が主催するイベントや教室、市民体育祭地区大会、町会・自治会のスポーツイベントなどが多い傾向でした。
- スポーツ団体やサークルへの所属を希望する回答者は半数以下となっており、「所属したいと思わない」と回答した割合が前回調査時（R1:38.6%）よりも多い状況です。
- 1年以内にスポーツに関するボランティア活動に参加した回答者は1割弱で、ボランティア活動への参加を希望する回答者も半数以下でした。
- 1年以内に観戦したスポーツとして、野球、サッカー、バレーボールなどが多く、半数は動画などでの観戦でした。

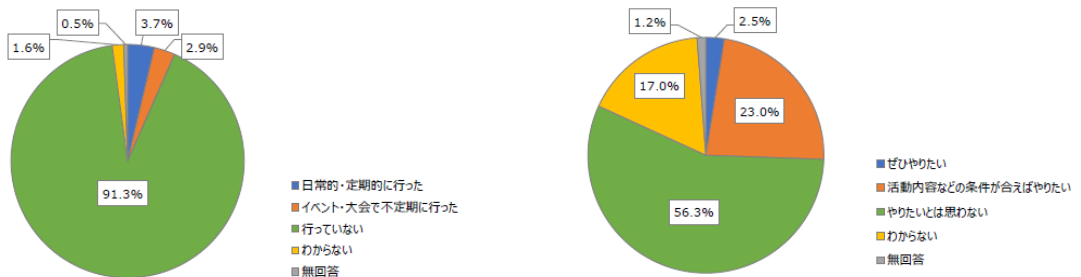
【過去1年間にスポーツイベントや教室に参加したか】



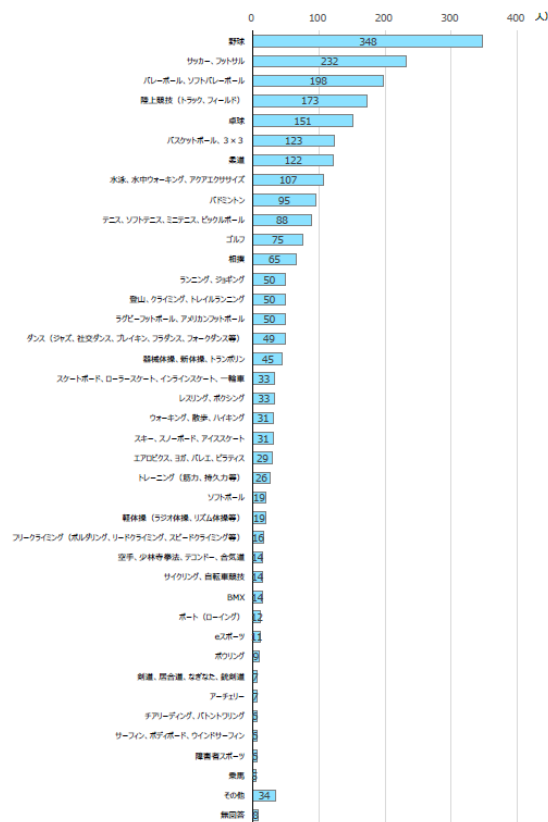
【スポーツ団体、サークルへの所属について】



【ボランティア活動の実施について】



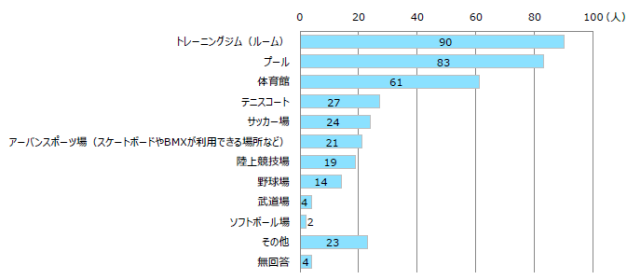
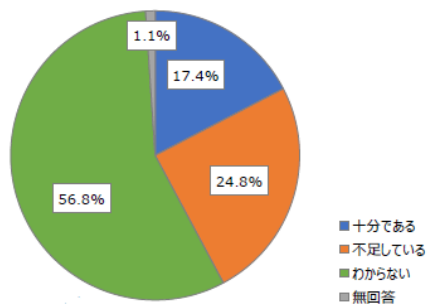
【過去1年間に観戦したスポーツについて（動画視聴含む。）】



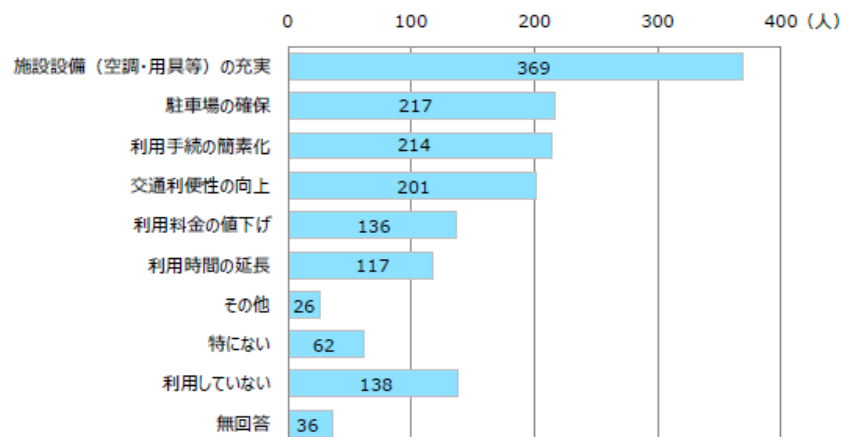
戸田市のスポーツ施設について

【調査結果】
 ○市内の公共スポーツ施設について、2割強の回答者が「不足している」と感じています。施設としては、トレーニングルーム（24.1%）、プール（22.3%）、体育館（16.3%）が挙げられています。
 ○施設を利用するうえでの要望として、施設設備の充実（24.3%）、駐車場の確保（14.3%）、利用手続きの簡素化（14.1%）などを求める声が多いです。

【本市の公共スポーツ施設数について】



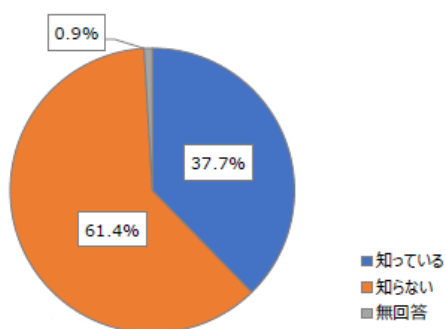
【公共スポーツ施設に求めるもの】



戸田市の特徴的なスポーツについて（水辺のスポーツ）

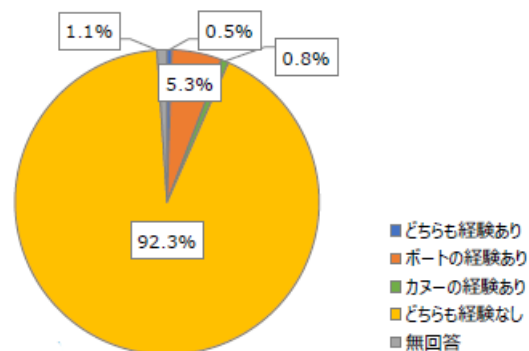
【調査結果】
 ○回答者の4割弱が市主催のボート、カヌー教室を知っていると回答しましたが、実際にボートやカヌーに乗ったことがある回答者は1割以下でした。
 ○市内でボートの競技大会を観戦したことがある回答者は2割程度でした。

【市主催のボート、カヌー教室の認知度】

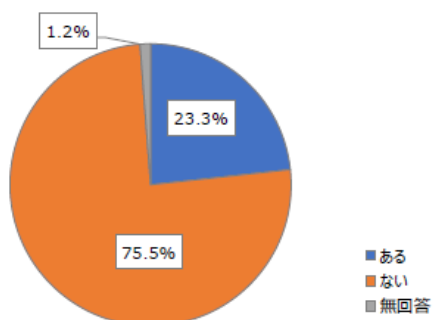


【彩湖または戸田ボートコースで

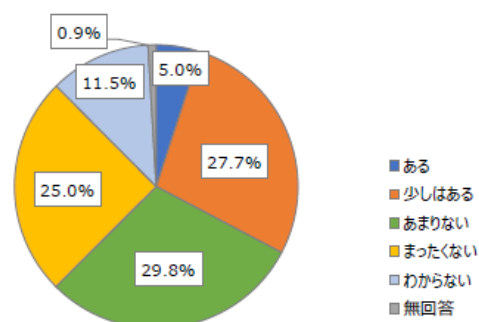
ボートやカヌーに乗ったことはあるか】



【戸田ボートコースで行われているボート大会の観戦経験】



【ローイング（ボート）競技への関心】



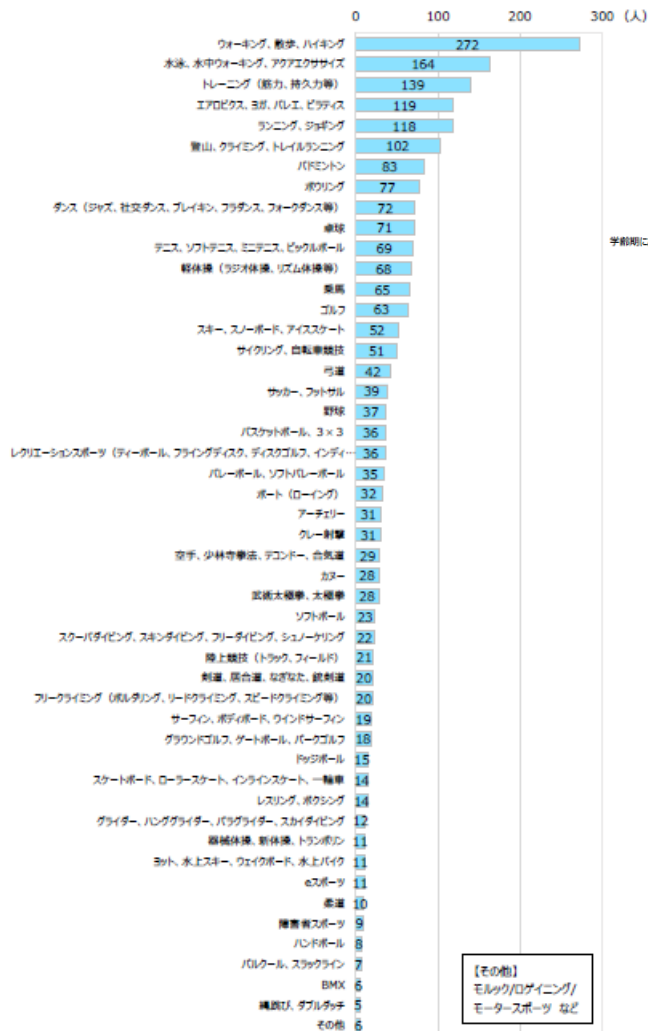
今後のスポーツニーズについて

【調査結果】

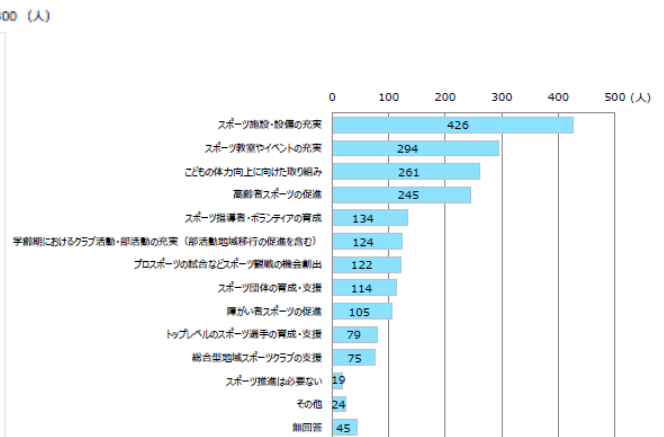
○今後行いたいスポーツとしては、ウォーキング、水泳、トレーニングが多く挙げられました。

○戸田市のスポーツ推進において重要なこととして、スポーツ施設・設備の充実、スポーツ教室やイベントの充実、こどもの体力向上に向けた取り組みが多く挙げられました。

【今後やりたいスポーツ】



【スポーツ推進に重要なこと】



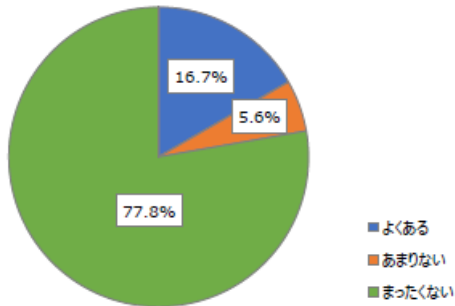
障がいのある方への調査

【調査結果】

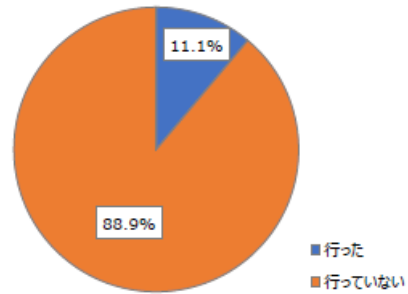
○1年以内に障がい者スポーツを行った回答者は1割程度となり、障がいのない人とスポーツを行う機会について、8割弱が全くないと回答しています。

○障がい者スポーツの推進のためには、障がい者が利用しやすい施設の充実、障がい者のためのスポーツ教室やイベントの充実、障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成が必要と考える回答者が多い状況です。

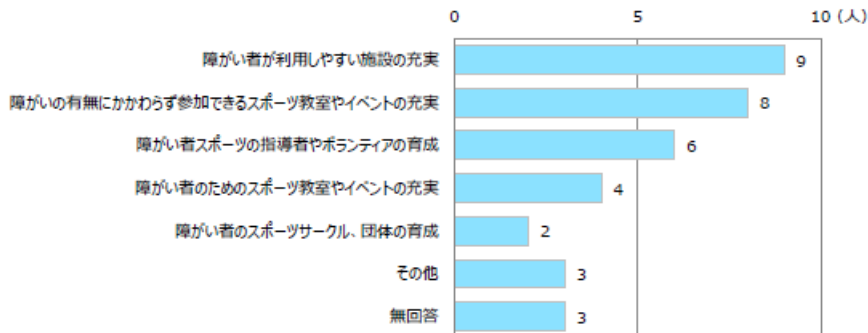
【障がいのない人とのスポーツの機会】



【1年以内の実施】



【障がい者スポーツを推進するために必要なこと】



②団体におけるスポーツ活動の状況

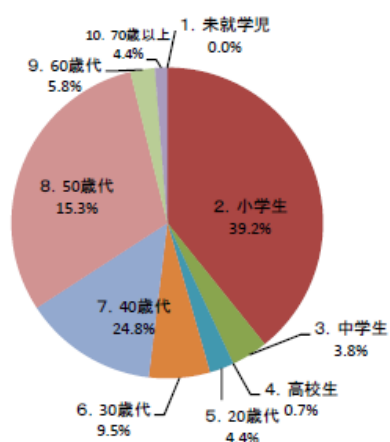
団体の構成員について

【調査結果】

構成員について

○小学生（39.2%）、50歳代（30.4%）、40歳代（13.9%）の順に多く、前回調査時と比較して小学生の割合が微増していました。

【団体構成員の主な年齢区分】



指導者について

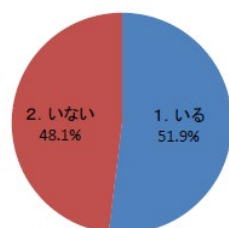
【調査結果】

○団体活動は「ほぼ毎日」（2.5%）、「週に3日以上」（15.2%）、「週に1～2日」（54.4%）で、週に1日以上実施している団体が7割以上でした。

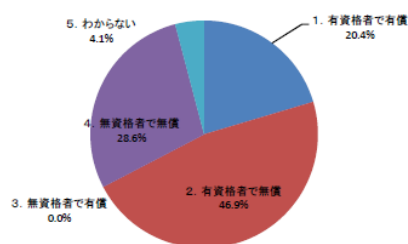
○主な活動場所は「市内・小中学校体育施設」（67.5%）、「市内公共スポーツ施設」（21.1%）の順に多い状況でした。

○活動を続けるうえでの問題や課題について、「会員数の減少」（35.4%）、「活動場所（施設）の確保」（26.8%）の順に多い状況であり、活動場所の確保については前回調査結果より増加していました。

【指導者の有無について】



【指導者の状況について】



団体活動の状況について

【調査結果】

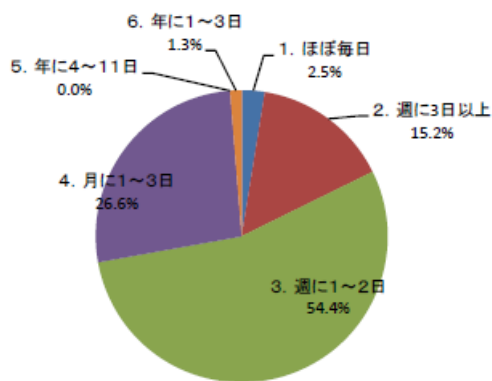
構成員について

○団体活動は「ほぼ毎日」（2.5%）、「週に3日以上」（15.2%）、「週に1～2日」（54.4%）で、週に1日以上実施している団体が7割以上でした。

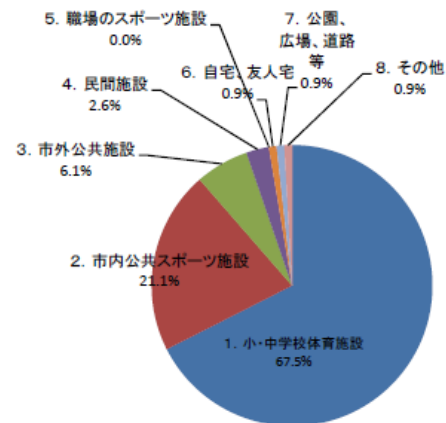
○主な活動場所は「市内・小中学校体育施設」（67.5%）、「市内公共スポーツ施設」（21.1%）の順に多い状況でした。

○活動を続けるうえでの問題や課題について、「会員数の減少」（35.4%）、「活動場所（施設）の確保」（26.8%）の順に多い状況であり、活動場所の確保については前回調査結果より増加していました。

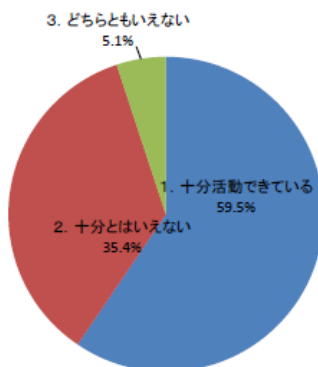
【団体活動の頻度】



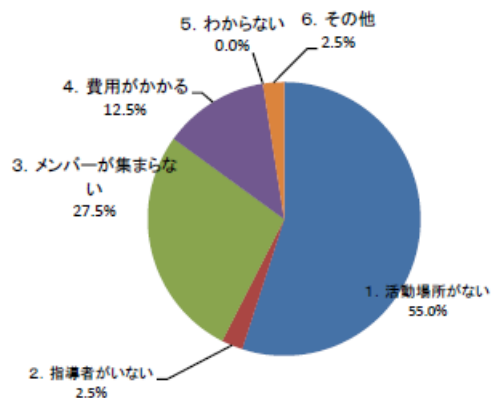
【主な活動場所について】



【活動状況について】



【十分に活動できない理由】



2 スポーツに関する事業・スポーツ施設・スポーツ関連団体

(1) スポーツに関する事業

戸田市のスポーツに関する実施事業やスポーツ関連団体等は次のとおりです。

①教室・イベントの実施

戸田市がスポーツの普及を図るために実施している教室やイベントは、以下のとおりです。

令和6年度（2024年度）戸田市実施イベント・教室

名称	内容・会場	参加者
市民ボート教室 ボート体験教室、親子ボート教室、ボート教室【初級・中級】	ボートの体験を通じ、健康増進とローイング（ボート）競技の普及を図ります。 【会場】戸田ボートコース	350人 (延べ)
カヌー教室 in 彩湖	カヌーを漕ぐ体験を行います。 【会場】彩湖	58人(延べ)
戸田マラソン大会	全国から参加者を募り開催しています。大会を通じて参加者の健康増進と親睦を図り、コミュニティづくりに努めることを目的としています。 【会場】彩湖・道満グリーンパーク	申込：3,974人 参加者：3,480人
市民体力テスト	体力の保持増進への関心を高め、スポーツ推進を図ります。毎年スポーツの日に実施しています。 【会場】戸田市スポーツセンター	参加者：36人
戸田市スポーツセンター スポーツ教室	テニスや体操、武道など各種スポーツ競技種目の教室を開催しているほか、市内スポーツ関係団体と連携した事業を実施しています。	のべ参加者数 22,796人 (全事業合計)
スポーツフェスタ	スポーツを始めるきっかけづくりを目的として、定番スポーツやパラリンピック・デフリンピック競技など幅広いスポーツ体験を行います。 ※戸田市スポーツセンター主催 【会場】戸田市スポーツセンター	参加者：433人

②市内スポーツ関係団体の事業の支援

毎年市内地域別6会場で実施している「市民体育祭地区大会」や競技種目別の「市民体育祭競技大会」、「戸田市レクリエーション大会」など、市内の団体が開催する事業の支援を行い、地域との交流を促進しています。

③学校施設開放事業

戸田市教育委員会や各学校と連携し、利用登録をした市内スポーツ団体等がスポーツ活動をする場として、小中学校の校庭や体育館を平日夜間と休日に開放しています。 ※登録団体数 245 団体（令和7年度（2025年度）現在）

④スポーツで活躍する市民への支援（大会出場助成金の交付）

国内外の全国大会等に出場する市民に対し、大会の規模に応じて助成金を交付しています。

⑤戸田市スポーツ賞の授与

国際的なスポーツ大会における活躍を通じ、戸田市のスポーツ推進に貢献し、功績が著しい個人又は団体に対して、栄誉を称えることを目的としています。

年度	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
スポーツ栄誉賞	0	0	0
スポーツ優秀賞	0	2	2
スポーツ奨励賞	1	2	6

受賞者の出場大会及び順位（令和6年度（2024年度））

スポーツ優秀賞：第33回オリンピック競技大会（2024/パリ・体操、女子サッカー）入賞、

スポーツ奨励賞：第33回オリンピック競技大会（2024/パリ・ローイング）出場、2023 World Triathlon Aquathlon Championships Ibiza U23 3位、ICU Junior World cheerleading

⑥市内開催スポーツ大会・イベントの後援

市内で行われるスポーツ大会・イベント等の後援を行うほか、会場の確保などの支援を行っています。

(2) 戸田市におけるスポーツ施設

戸田市には、戸田市スポーツセンターをはじめとする多くのスポーツ施設があります。これらの施設は、市民がスポーツ・レクリエーション活動を行う場の中心となっています。

①戸田市スポーツセンター

市民のスポーツによる健康増進とスポーツを通じた新しいコミュニティの形成を目的として開設されました。テニスコート、弓道場、陸上競技場、第1競技場、第2競技場、柔道場、剣道場、卓球場、トレーニングルーム、屋内プールがあり、多くの市民に利用されています。

②彩湖・道満グリーンパーク

野球場、ソフトボール場、サッカー場、テニスコート、陸上競技場があり、個人の利用のほか、全国大会などの大会会場としても利用されています。また、周辺はランニングやサイクリング等で多くの人々が利用している他、彩湖では水上スポーツも行われています。

③その他

中町テニスコートの他、公園施設である北部公園野球場、笹目公園野球場、新田公園野球場、惣右衛門公園サッカー場・フットサル場があります。



戸田市スポーツセンター



中町テニスコート

(3) 戸田市におけるスポーツ関連団体

戸田市には、次のようなスポーツ関連団体があり、活動を通じて戸田市のスポーツ推進に寄与しています。

① 戸田市スポーツ協会

戸田市のスポーツ競技の普及振興・競技力の向上・市民の健康増進に寄与することを目的として、各種スポーツ事業や競技団体育成等の活動をしています。令和7年度（2025年度）現在、29の競技団体が所属し、各種競技大会の開催や多様なスポーツ活動を展開しています。

② 戸田市レクリエーション協会

レクリエーション活動の普及・発展を図り、健康で豊かな市民生活の向上に寄与することを目的として活動しています。各種目別大会の他、年に一度、加盟団体が一堂に会する「戸田市レクリエーション大会」を開催しています。令和7年度（2025年度）現在、11の団体が活動しています。

③ 戸田市スポーツ少年団

青少年のスポーツを通じた心身の健全な育成を図るための活動を行っており、令和7年度（2025年度）現在、27の団体が活動しています。

④ 総合型地域スポーツクラブ

学校体育施設や公共スポーツ施設等を拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブで、令和7年度（2025年度）現在、戸田市では2団体が活動しています。国の第2期スポーツ基本計画では、「地域スポーツの担い手」の役割として、質的に充実させていくことが掲げられています。

⑤ 公益財団法人戸田市文化スポーツ財団

市民文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るために設立された団体です。文化・芸術及びスポーツの振興に関する事業を行っており、令和7年度（2025年度）現在、戸田市スポーツセンターの指定管理者となっています。

⑥ 戸田市スポーツ推進委員

スポーツ基本法第32条に基づき委嘱している行政委員です。戸田市のスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整、市民へのスポーツに関する指導及び助言等の活動を行っており、地域のスポーツ推進を担っています。令和7年度（2025年度）現在、戸田市では12名のスポーツ推進委員を委嘱しています。

戸田市スポーツ推進委員の主な活動

- 戸田市や地域のスポーツ活動の運営（戸田マラソン大会、市民体カテスト、スポーツフェスタ、市民体育祭等）、学校施設開放事業
- スポーツの指導（モルック体験会等）
- 『戸田市スポーツ推進委員だより』の発行



モルック体験会の様子



スポーツ推進委員だより

⑦ 戸田市スポーツ推進スタッフ

地域住民のスポーツ・レクリエーションの芽を育て、スポーツ・レクリエーションを通して市民の健康維持増進及び体力の向上を図るための推進役として、戸田市スポーツ推進スタッフ設置要綱に基づき委嘱しています。戸田市及び戸田市スポーツ推進委員の指導助言を得て、戸田市のスポーツ推進を担っており、令和7年度（2025年度）現在、町会・自治会選出の97名が委嘱されています。

3 第2期戸田市スポーツ推進計画の評価

令和3年度（2021年）から令和7年度（2025年度）にかけて、以下に基づき計画を進めてきました。

第2期戸田市スポーツ推進計画	
基本理念	スポーツを楽しむ・ささえる・未来につなげる 戸田
基本方針	「誰もがスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、 『する』『みる』『ささえる』など、 スポーツ参画人口を拡大し、 スポーツの楽しさや素晴らしさを未来へとつなげていく」
基本目標	① スポーツと関わる機会を創出します ② スポーツを「する」人たちを支援します ③ スポーツを「みる」機会を提供します ④ スポーツを「ささえる」人たちを育成します ⑤ 地域資源を活かしたスポーツを推進します ⑥ 子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます

第2期戸田市スポーツ推進計画における取組と達成状況は、次のとおりです。

指標1 市民のスポーツ実施率（週1回以上）の向上 目標値：60%

令和元年（2019年） 32.2% → 令和6年（2024年） 43.1%

（令和6年（2024年）アンケート調査結果）

【主な取組】

- ・市内スポーツ関連団体への支援（事業実施の支援、補助金の交付等）
- ・スポーツイベント、教室等の実施（市・スポーツセンター主催、包括連携協定締結事業者の協力によるものを含む。）
- ・学校施設開放事業の実施

【評価】

目標値の達成には至りませんでした。主な取組の実施により、前回調査時よりも増加しました。

本指標については国のスポーツ基本計画にも定められた指標であり、引き続き主な取組を実施してまいります。

なお、前回調査結果から増加した要因として、気軽に体を動かすことを「スポーツ」と捉える考え方が普及したことが考えられます。

指標2 ボート・カヌー教室の参加者数の増加

目標値：350人

令和元年（2019年） 327人 ➡ 令和6年（2024年） 320人

【主な取組（令和6年度）】

・親子ボート教室（2回）、ボート体験教室（2回）、夕暮れボート教室（1回）、ボート教室【初級】・【中級】（各1回）、カヌー教室 in 彩湖（2回）

【評価】

申し込みは定員を超えていた等の状況があることから、より多くの市民に参加の機会を提供するため、令和5年度から令和6年度にかけてボート教室の定員を増やしました。

戸田市の地域資源でもある戸田ボートコースや彩湖を活かして水辺のスポーツ普及を促進していくため、第3期戸田市スポーツ推進計画でも引き続き取り組んでいきます。

指標3 スポーツ教室の参加者数の増加

目標値：57,350人

令和元年（2019年） 52,258人 ➡ 令和6年（2024年） 74,965人

【主な取組（令和6年度）】

スポーツ教室・イベントの開催（本市の各部署：98、NPO・セクター：121）

- ・戸田市スポーツセンター主催の各種教室
- ・戸田市上戸田地域交流センター主催のラジオ体操
- ・とだウェルネスマイレージ事業 等

【評価】

当日参加が可能なイベントやアプリを使って気軽に参加できる教室・イベントが増加しており、参加者数増の要因となっていると考えられます。令和元年度から令和4年度までコロナ禍で多くのイベントに制限がかかりましたが、令和5年度以降、参加者数は増加傾向にあります。

指標4 トップアスリートとの交流イベントの開催

目標値：年5回

令和元年（2019年） 4回 → 令和6年（2024年） 16回

【主な取組（令和6年度）】

- ・市内スポーツチームから市主催イベントの従事協力（4回）
- ・戸田市スポーツセンター主催の教室（6回）
- ・キッズ健幸アンバサダー養成講座（6回）

【評価】

戸田市にゆかりのあるトップアスリートを招いたイベント数について、包括連携協定事業者の協力及びスポーツチーム応援気運醸成事業にて支援を実施しているスポーツチームの協力により、前回調査結果よりも大幅に増加しました。

トップアスリートと直接触れ合うことができる機会をより多くの市民に周知し、多くの市民がスポーツに興味をもつきっかけとなるよう促します。

指標5 全国大会等の出場者への支援

目標値：50件

令和元年（2019年） 67件 → 令和6年（2024年） 45件

【主な取組（令和6年度）】

- ・全国大会や世界大会出場者へ大会出場助成金の交付（37件）
- ・世界大会において優秀な功績を残された方を対象とした戸田市スポーツ賞（平成30年度創設、令和3年度規則改正）の授与（8件）

【評価】

広報戸田市や戸田市HPにて当該助成事業の周知を行っていますが、まだ市民には浸透していない状況です。

交付要綱に定めている申請に必要な提出書類を揃えることに苦慮されている対象者が多くみられます。競技者のモチベーション、スポーツの競技力の向上につながる取組であるため、周知方法を工夫してまいります。

指標6 スポーツ観戦率（年1回以上）の向上

目標値：40%

令和元年（2019年）28.9% → 令和6年（2024年）29.2%

【主な取組】

- ・戸田ボートコースで開催されるローイング選手権等、市内で開催される全国大会の周知協力
- ・パリオリンピック出場選手及び競技日程の紹介
- ・スポーツチーム応援気運醸成事業として、チームの試合日程の紹介

【評価】

市HP、広報及びSNSの活用と市内・市内公共施設におけるポスター・チラシ配架等を実施しましたが、大幅な増加には至りませんでした。

主な取組の一部は令和6年度から開始したものであり、継続して取組を行うことでスポーツ観戦率の向上につなげてまいります。

指標7 ローイング競技への関心度の向上

目標値：40%

令和元年（2019年）36.9% → 令和6年（2024年）32.7%

【主な取組】

- ・市民ボート教室の実施
- ・ローイングエルゴメーター体験会の実施
- ・戸田ボートコースを活かしたまちづくりを実施するため、令和6年3月に「戸田市ボートのまちづくりコンソーシアム」を設置
- ・戸田ボートコースで開催される全国大会等を広報戸田市で周知

【評価】

第2期戸田市スポーツ推進計画策定時から低下傾向にあります。令和6年3月に設置した、ボート関係団体及び地域団体で構成する戸田市ボートのまちづくりコンソーシアムの中で、初心者でも気軽にローイング（ボート）競技に親しめる機会の創出に努めていきます。

4 戸田市におけるスポーツ活動に関する課題の整理

第3期戸田市スポーツ推進計画の策定に向け、令和6年9月から10月までの間で、市民のスポーツに対する意識やスポーツの実施状況、スポーツ推進に関する意見・要望などを把握するため、『スポーツ・レクリエーションに関する意識調査』を実施しました。

第3期スポーツ基本計画（国）の策定をはじめとしたスポーツに係る社会背景の変化、『スポーツ・レクリエーションに関する意識調査』の結果や第2期戸田市スポーツ推進計画の指標の達成状況を踏まえ、第3期戸田市スポーツ推進計画を策定します。

(1) スポーツ基本計画（国）における基本方針の踏襲

国が定める第3期スポーツ基本計画では、第2期スポーツ基本計画（計画期間：平成29年度から令和3年度まで）で掲げた中長期的な基本方針を踏襲しつつ、当該計画期間内に生じた社会変化や出来事等を踏まえ、これまでも取り組んできた国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すこととされています。

(2) 戸田市におけるスポーツ活動に関する現状と課題の整理

『スポーツ・レクリエーションに関する意識調査』の結果から見られる戸田市の現状を踏まえ、現在、本市のスポーツに関する状況については、次のような課題が挙げられます。また、その対策等を示します。

ア 市民のスポーツ実施状況及びスポーツへの関わりについて

現状	<ul style="list-style-type: none">・1年以内にスポーツを行っている人の種目の内訳としては、ウォーキング、ランニング、トレーニングが多い。・1週間のうち1回以上スポーツを行った人が多く、1回につき30分～2時間程度行うことが多い。・公園・広場・道路や、市内公共施設、民間スポーツ施設で、ひとりでスポーツを行うと回答した人が多い。・スポーツを行う（行った）理由としては、「健康、体力づくりのため」、「運動不足の解消」が多い。・市などが実施するスポーツ教室・イベントへの参加は多い状況とはいえない。・スポーツ団体やサークルへの加入を希望しない人の割合が多い。・スポーツ団体やサークルへの所属、ボランティア活動への参加を希望すると回答した人は半数以下
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内にスポーツに関するボランティア活動に参加したと回答した人は1割弱 ・1年以内に観戦したスポーツとして、野球、サッカー、バレーボールなどが多く、半数は動画による視聴
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間に行っているスポーツの種目やスポーツを行う理由の結果から、一人でも気軽にスポーツを行いたいという要望が読み取れる。 ・スポーツの団体やサークルへの加入を希望する割合が減少傾向
対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ」の範囲・捉え方の整理の必要性 ・年齢や性別、障がいの有無を問わず、その人の生活スタイルに合わせて気軽にスポーツに触れられる環境整備の必要性 ・教室やイベント、施設状況の情報提供の積極的な実施及び参加しやすさの検討

イ スポーツ施設や設備について

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の公共スポーツ施設の数について、「十分である」と回答した人は2割以下 ・施設を利用するうえでの要望として、施設整備が最も多い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンターをはじめとする市内スポーツ施設の老朽化が課題 ・スポーツを行う場所（施設）や利用時間の拡充を求める意見が多い。
対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の効率的な利用方法の再検討 ・施設の開放時間の検討 ・スポーツセンター再整備検討（令和6年度に戸田市スポーツセンター基本構想策定委員会を設置し、新しい施設の方針について検討を進めている。）

ウ 水辺のスポーツの興味・関心について

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の4割弱が市主催のボート、カヌー教室を知っているが、実際に参加経験がある人が少ない。 ・市内でボートの競技大会を観戦したことがあると回答した人が少ない。 ・ローイング（ボート）競技への興味関心がある人が少ない。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田ボートコースや彩湖でのボート・カヌーの経験者がかなり少ない。 ・ローイング（ボート）競技への関心があると回答した割合も前回調査時から変わらず少ない。

対策等	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源であるポートコースを活かしたまちづくりを実施するため、令和6年3月に「戸田市ボートのまちづくりコンソーシアム」を設置。ポートコースを活かせるようなイベントや取組について協議を行う。 ※広報戸田市において、戸田ポートコースで行われる大会イベントの周知を行うなど。
-----	---

エ 障害のある方への調査結果から見たことについて

現状	<ul style="list-style-type: none"> 障害のない人とのスポーツをする機会が「あまりない」、「まったくない」と回答した人の割合がかなり多い。 スポーツを行ううえで苦勞した点については、「教室や施設情報の少なさ」、「一緒に行く仲間や相手がいない」が挙げられている。 障がい者スポーツを推進するために必要なこととして、「施設の充実」、「教室やイベントの充実」、「指導者やボランティアの育成」が多く挙げられている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 障害のない人とスポーツをする機会が必要
対策等	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方も気軽に参加できるようなイベントがあれば、積極的に周知する。

オ 団体への意識調査結果から見たことについて

現状	<p>《構成員について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生、50歳代、40歳代の順に多く、前回調査時と比較して小学生の割合が微増していた。 <p>《指導者について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導者の有無について、「いる」と回答した人が半数以上であった。 指導者のうち、「有資格者で無償」、「無資格者で無償」の順に多く、7割以上が無償で行われている状況であったが、前回調査結果から大きな変化は見られなかった。 <p>《団体活動の状況について》</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体活動は「ほぼ毎日」、「週に3日以上」、「週に1～2日」で、週に1日以上実施している団体が7割以上であった。 主な活動場所は「市内・小中学校体育施設」、「市内公共スポーツ施設」の順に多い状況で、前回調査結果から大きな変化は見られなかった。 活動を続けるうえでの問題や課題について、「会員数の減少」、「活動場所（施設）の確保」の順に多い状況であり、活動場所の確保については前回調査結果より増加していた。
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数が減少傾向 ・活動場所（施設）の確保が困難となっている。
対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の効率的な利用方法の再検討 ・施設の開放時間の検討 ・スポーツセンター再整備検討（令和6年度に戸田市スポーツセンター基本構想策定委員会を設置し、新しい施設の方針について検討を進めている。） ・学校開放事業において、より効率的に空き時間を活用できるよう、システムの導入を検討

(3) 第2期戸田市スポーツ推進計画の継承

『(1) スポーツ基本計画（国）における基本方針の踏襲』（28ページ）で示したとおり、第3期スポーツ基本計画（国）では、第2期スポーツ基本計画（国）を踏襲しつつ、国民がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会の実現のため、新たに3つの視点（「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」）が示されました。

第3期戸田市スポーツ推進計画では、国等のスポーツ関連計画の流れをくみながら策定した、第2期戸田市スポーツ推進計画で掲げたスポーツを推進するための『6つの基本目標』や『7つの目標指標』について、これまでの取組みの維持、長期的・継続的な取組みによる効果の向上を目的として、第2期戸田市スポーツ推進計画の考え方を継承します。

(4) 第3期戸田市スポーツ推進計画に盛り込む要素

『3 第3期戸田市スポーツ推進計画策定の背景』（3ページ）において掲げたスポーツに係る社会背景の変化や『スポーツ・レクリエーションに関する意識調査』の結果から見えてきた課題等を踏まえ、次の3つの観点から、第3期戸田市スポーツ推進計画に盛り込む『6つの要素』を整理しました。

この6つの要素を踏まえた第3期戸田市スポーツ推進計画を策定します。

【第3期戸田市スポーツ推進計画に盛り込む要素を整理する3つの観点】

- ・市民意識調査、スポーツ・レクリエーション意識調査の結果に基づく整理
- ・スポーツ基本法改正、国の第3期スポーツ基本計画の策定に伴う整理
- ・スポーツ推進条例の制定、本市の地域特性、社会状況の変化に伴う整理

【第3期戸田市スポーツ推進計画に盛り込むべき6つの要素】

- ① 誰もが参加しやすいスポーツの推進
- ② スポーツによる健康増進
- ③ トップアスリート・スポーツチームとの連携・協働
- ④ ポートのまちづくりコンソーシアムの活用
- ⑤ デジタル技術を活用したスポーツの機会（eスポーツ）の充実
- ⑥ 部活動の地域展開

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 第3期戸田市スポーツ推進計画におけるスポーツの定義

第2期戸田市スポーツ推進計画では、スポーツ基本法及び国・県の基本計画を踏まえ、「日常生活における軽い運動から高いレベルの競技まで」と幅広くスポーツを定義していました。国の計画の改訂後も、この定義との乖離は認められないことから、第3期戸田市スポーツ推進計画においても第2期戸田市スポーツ推進計画の考え方を踏襲し、次のとおり「スポーツ」を幅広く捉えます。

スポーツ

日常生活における軽い運動、楽しみながら体を動かすこと、そして、高いレベルの競技までを広く「スポーツ」として捉える。

- 健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものを自ら行動し実践すること。
(散歩や体操、ウォーキングや軽い運動、子供との体を使った遊び、通勤・通学や家事・買い物などの日常生活の中で意識的に体を動かすことなども含む。)
- 趣味としての運動や同じ目的を持った仲間とのスポーツ活動など、楽しみながら身体を動かすこと。
- 競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦すること。

eスポーツについて

第2期戸田市スポーツ推進計画では、eスポーツをスポーツの定義に含まないものと整理していましたが、第3期戸田市スポーツ推進計画のスポーツの定義には、次の整理から、「健康・体力の維持・増進を意識的に行う身体活動を伴うeスポーツ」を含むこととしました。

eスポーツをスポーツとする整理

- ①スポーツ基本法では、定義をより広く捉えるべきとの考え方に立っている。
- ②スポーツ基本法の改訂により、eスポーツ(※)の充実が地方公共団体の努力義務とされた。
- ③スポーツの多様な活動を幅広く受け止めることが望ましいと示されている。
- ④身体活動を伴うeスポーツは、日常生活における軽い運動との親和性が高い。

※スポーツ庁次長通知(7ス庁第1241号)において、スポーツ基本法第24条の2に規定する「情報通信技術を活用したスポーツの機会」とは、いわゆる「eスポーツ」を指すと示されている。

2 第3期戸田市スポーツ推進計画の基本理念

第3期戸田市スポーツ推進計画は、戸田市スポーツ推進条例に定めるスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画であることから、スポーツ推進条例とスポーツ推進計画の整合を図ることとし、戸田市スポーツ推進条例に定める『基本理念』を本計画の基本理念に位置付けました。

基本理念（戸田市スポーツ推進条例第3条）

『全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。』

『スポーツを通じて世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、更にその交流が促進され、スポーツに関する能力の水準の向上が図られること。』

『本市に関わるスポーツ選手及びスポーツチームの活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。』

スポーツは、年齢や体力、目的に応じて誰もが生涯にわたり楽しむことができ、心と体の健やかな成長を支える大切な活動です。また、スポーツを通じて世代や地域をこえた交流が生まれ、その広がりが市民一人ひとりの技術や能力の向上にもつながります。さらに、本市ゆかりの選手やチームを応援する気運が高まることで、地域全体の一体感と活力が育まれていきます。

こうしたスポーツの力を未来へつなげ、誰もがスポーツに気軽に親しめる環境を整えるため、この基本理念を掲げ、戸田市のスポーツ推進に取り組んでいきます。

戸田市スポーツ推進条例及び生涯スポーツ都市宣言を踏まえ、「基本理念」を実現するに当たり市民をはじめとした関係者間で計画が目指す方向性を認識してもらうため、分かりやすく簡潔に示すスローガンを定めます。

第3期戸田市スポーツ推進計画 スローガン

『 スポーツでつなぐ 健康・地域・未来 ～ 生涯活躍のまち戸田 ～ 』

スローガンを構成する要素について

『スポーツでつなぐ健康』…スポーツを通じて心と体の健康づくりを促し、日常の中で無理なく続けられる健やかな生活習慣としてスポーツを位置づける。

『スポーツでつなぐ地域』…スポーツを通じて人と人の交流を生み、世代を超えて支え合う温かい地域コミュニティを築いていくことを目指す。

『スポーツでつなぐ未来』…スポーツの楽しさや挑戦を次の世代へとつなぎ、東京オリ・パラで生まれたスポーツ・レガシーを継承しながら、誰もが未来に向かって成長し続ける社会を育む。

『生涯活躍のまち戸田』…年齢、性別、国籍、障がいの有無を問わず、誰もがスポーツに関わり続け、生涯にわたって健康・交流・活躍の場を持てるまちを目指す。

3 第3期戸田市スポーツ推進計画の基本方針

基本理念に従うとともに、戸田市生涯スポーツ都市宣言（※）の目標を実現するに当たり、市民誰もがスポーツに参画できるよう、第2期戸田市スポーツ推進計画の考え方を踏襲することとして、次のとおり基本方針を定めます。

基本方針

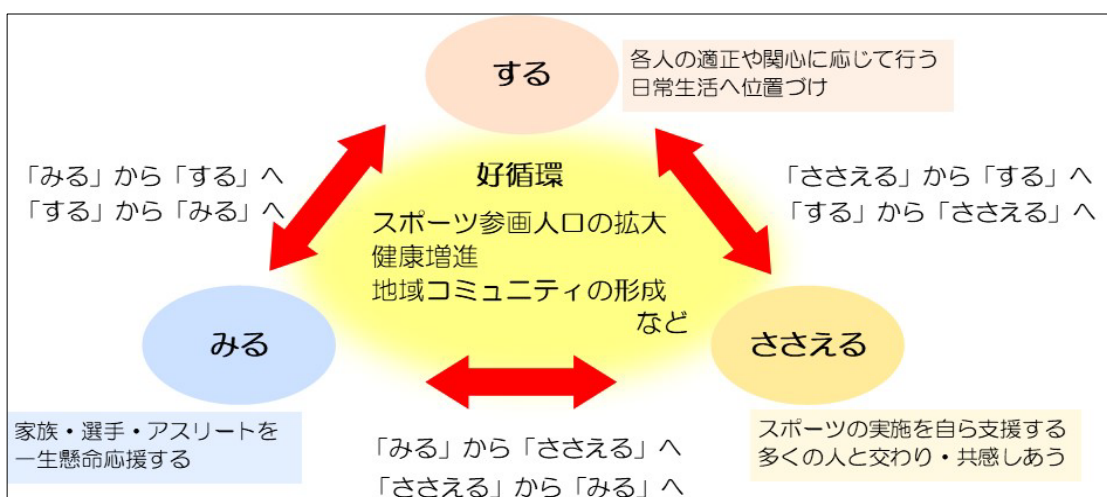
「誰もがスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、
『する』『みる』『ささえる』など、スポーツ参画人口を拡大し、
スポーツの楽しさや素晴らしさを未来へとつなげていく」

スポーツを「する」：スポーツを各人の適性や関心に応じて行うことができるものとして捉え、日常生活に位置づける。

スポーツを「みる」：観戦や応援を通じてスポーツを楽しむことで、感動や勇気を得て、人生をより豊かにする。一生懸命応援することは「する」人の力にもなる。

スポーツを「ささえる」：指導者や審判、専門スタッフとしての活動、サポーターやボランティア活動、団体やチームの経営・運営を担うなど、自らスポーツを支援することで多くの人が交わり共感しながら社会の絆が強くなる。

スポーツを「みる」ことをきっかけに「する」「ささえる」ことを始める、「ささえる」ことをきっかけに「する」ことにつながるというような、スポーツへの関わり方に好循環が生まれることをねらいとしています。そして、スポーツ参画人口の拡大、健康増進へとつなげていきます。



※平成14年（2002年）に制定し、市民と行政が一丸となってスポーツ・レクリエーション活動を推進していくことを内外に示したものです。

4 第3期戸田市スポーツ推進計画の基本目標

基本理念、基本方針に基づいたスポーツを推進するために、次の基本目標を掲げます。

また、これら基本目標を達成するための取組の実施に当たっては「情報発信の強化」「必要に応じたスポーツ環境の整備」の視点を重視してまいります。

基本目標① スポーツと関わる機会を創出します。

年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず誰もが参加しやすいスポーツイベント・教室等の開催、スポーツと関わる機会の創出とともに、日常生活における軽い運動（散歩や体操、日常生活の中で意識的に体を動かすことなど）も健康増進のためのスポーツとして捉える意識を醸成し、スポーツ参画人口を拡大させます。

基本目標② スポーツを「する」人たちを支援します。

競技者に対する活動補助や表彰、安全で快適なスポーツ施設の整備などを実施するとともに、デジタル技術を活用したeスポーツを含め「スポーツ」の定義を幅広く捉え、スポーツを「する」人たちを積極的に支援し、戸田市から世界へ羽ばたく人材の育成を図ります。

基本目標③ スポーツを「みる」機会を創出します。

スポーツ観戦や応援等もスポーツ参画と位置づけ、スポーツを「みる」機会を創出し、トップアスリート等との交流イベントや競技体験会の実施など身近なスポーツからプロスポーツまで、市民がスポーツに関心を持つことができるよう努めます。

基本目標④ スポーツを「ささえる」人たちを育成します。

部活動の地域展開の受け皿を含めたスポーツ推進の役割を担うスポーツ関連団体の育成・支援の他、スポーツ活動のきっかけづくりや適切な助言などを行う指導者、スポーツクラブ・団体の運営を行う人など、スポーツを「ささえる」人たちの育成・確保を図ります。

基本目標⑤ 地域資源を活かしたスポーツを推進します。

戸田ボートコースや彩湖・道満グリーンパークなどの施設資源、トップスポーツチーム、トップアスリートなどの人的資源をはじめとする戸田市独自の地域資源を活かしてスポーツを推進していきます。また、ボートコースのあるまちとして、競技関係者、地域住民及び行政で構成するボートのまちづくりコンソーシアムを活用して、ローイング（ボート）競技への市民の関心を高めていきます。

基本目標⑥ 子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます。

学校施設開放事業の実施や部活動の地域展開を含む地域との連携など学校での体育や運動部活動、家庭や地域でのスポーツを通じて、次代を担う子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝え、生涯にわたりスポーツに親しむ心を育てていきます。

5 第3期戸田市スポーツ推進計画における計画の指標

第3期戸田市スポーツ推進計画の基本目標に基づく指標を、以下のとおり設定します。

各指標は、第1期戸田市スポーツ推進計画・第2期戸田市スポーツ推進計画から取り組んでいる内容を継続しつつ、計画期間において各指標の目標を、目標値として設定しました。

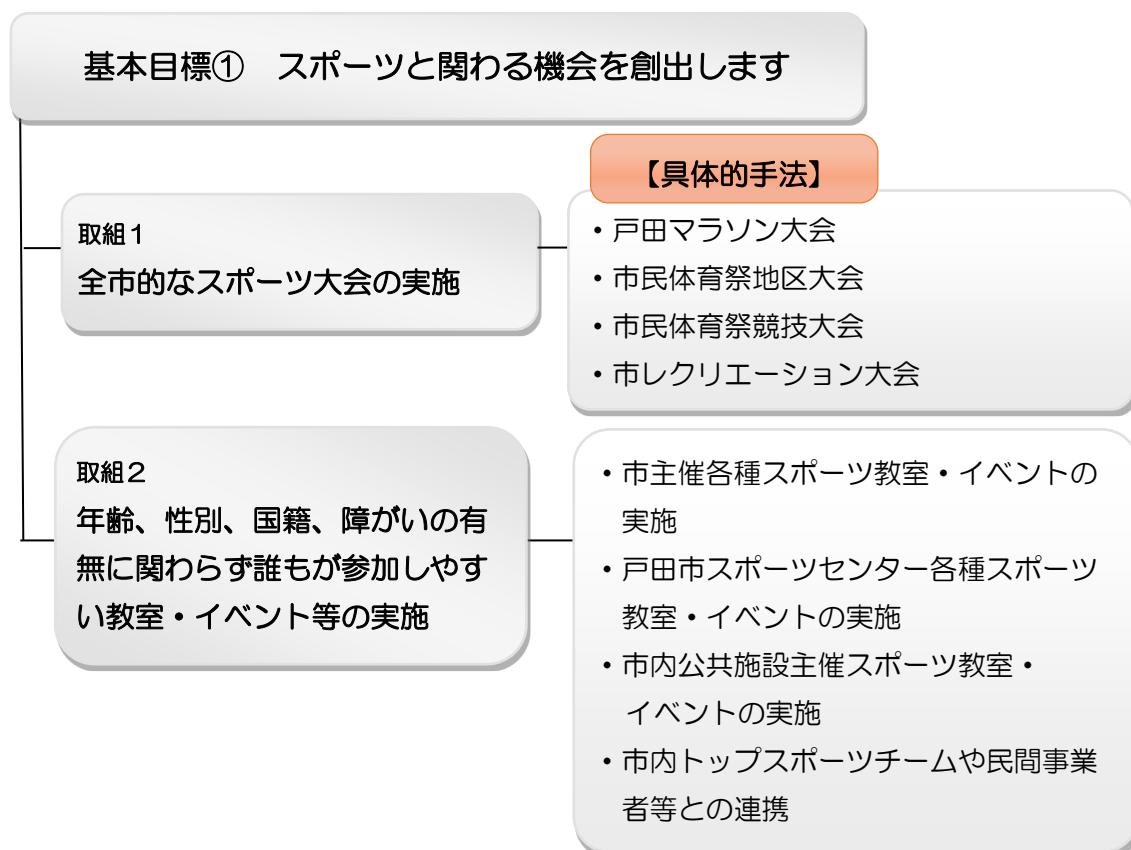
	指 標	現状値	目標値	関連する 基本目標
1	市民のスポーツ実施率（週1回以上）の向上	43.1%	60%	①②③ ④⑤⑥
	週1回以上スポーツ（散歩、体操、日常生活で意識的に体を動かすことなどを含む。）を実施する人の割合を向上させます。			
2	ボート・カヌー教室の参加者数の増加	320人	420人	①⑤
	市民ボート教室、カヌー体験教室などの参加者数を増やしていきます。 （参加者数は受講決定者数×教室数で算出）			
3	スポーツ教室の参加者数の増加	74,965人	76,500人	①⑥
	スポーツセンターなどで実施する戸田市のスポーツ教室の参加者数を増やしていきます。 （参加者数は、同一教室の複数回受講や複数回に及ぶ教室も受講教室数で算出）			
4	トップアスリートとの交流イベントの開催	年85回 <small>（過去平均値）</small>	年10回	①③ ⑤⑥
	戸田市にゆかりのあるトップスポーツチームやトップアスリートを招いた交流イベントを開催します。			
5	全国大会等の出場者への支援	45件	50件	①②④ ⑤⑥
	国際大会や全国大会に出場する競技者を支援します。			
6	スポーツ観戦率（年1回以上）の向上	29.2%	85%	①③
	スポーツへの意識を高め、スポーツの観戦（メディア媒体での観戦を含む。）をする市民の割合を向上させます。	<small>（現地のみ）</small> 79.4% <small>（メディア含む）</small>		
7	ローイング（ボート）競技への関心度の向上	32.7%	40%	①③ ⑤⑥
	戸田市の地域資源であるローイング（ボート）競技への関心を高めていきます。			

第 4 章

計画の展開

1 基本目標① スポーツと関わる機会を創出します

年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず誰もが参加しやすいスポーツイベント・教室、パラスポーツ体験会等の開催など、スポーツと関わる機会の創出とともに、日常生活における軽い運動（散歩や体操、日常生活の中で意識的に体を動かすことなど）も健康増進のためのスポーツとして捉える意識を醸成し、スポーツ参画人口を拡大させます。



取組1 全市的なスポーツ大会の実施

スポーツ関連団体等と連携し、全市民が参加できるスポーツ大会の充実と継続的な開催を推進していきます。また、既存のスポーツ大会は、今後の社会情勢や市内各地区の状況に応じた運営・開催を行えるよう検討していきます。

【具体的手法】

●戸田マラソン大会

戸田市の一大会である戸田マラソン大会を彩湖・道満グリーンパークで開催し、市民に対し大会へ参加を呼び掛けていきます。また、ボランティアによる大会運営補助や応援・観戦等を通じ、多くの市民が大会に携わる機会を創出します。

●市民体育祭地区大会

気軽に全市民が参加できるスポーツ大会として、市内6地区で市民体育祭地区大会を開催します。町会・自治会やスポーツ推進委員、スポーツ推進スタッフ、学校等と連携し、地域の交流の輪を広げる場としてより多くの人気軽に参加できるような大会づくりを進めていきます。



戸田マラソン大会の様子



市民体育祭地区大会の様子

●市民体育祭競技大会

戸田市スポーツ協会が主催する競技種目ごとの市民体育祭競技大会について、より多くの市民が参加できるように会場の提供や広報戸田市を活用した大会情報の周知等の連携を行っていきます。

●市レクリエーション大会

戸田市レクリエーション協会が主催するレクリエーション大会（競技種目別含む。）について、より多くの市民が参加できるように会場の提供や広報戸田市を活用した大会情報の周知等の連携を行っていきます。

取組2 年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず誰もが参加しやすい教室・イベント等の実施

既存事業の充実のほか、年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず誰もが参加しやすい教室やイベントを関係機関と連携して実施していきます。

【具体的手法】

●市主催各種スポーツ教室・イベントの実施

ボート教室やカヌー教室、市民体カテスト等をはじめとした市主催の各種スポーツ教室・イベントを実施し、市民の参加を促していきます。また、ボッチャ体験会を含めた、誰でも気軽に参加しやすいスポーツの体験イベントを実施していきます。

また、より多くの市民に認知されるよう、広報戸田市や SNS を通じた教室・イベントの情報発信に努めます。

●戸田市スポーツセンター各種スポーツ教室・イベントの実施

スポーツセンター指定管理者の専門性を活かし、市民のニーズに合った多種多様なスポーツ教室やイベントを市と連携して展開していきます。また、障がい者スポーツの推進を目的としたパラスポーツ体験コーナーを含め、多様なスポーツに触れる機会を創出するため、スポーツフェスタを実施します。

●市内公共施設主催スポーツ教室・イベントの実施

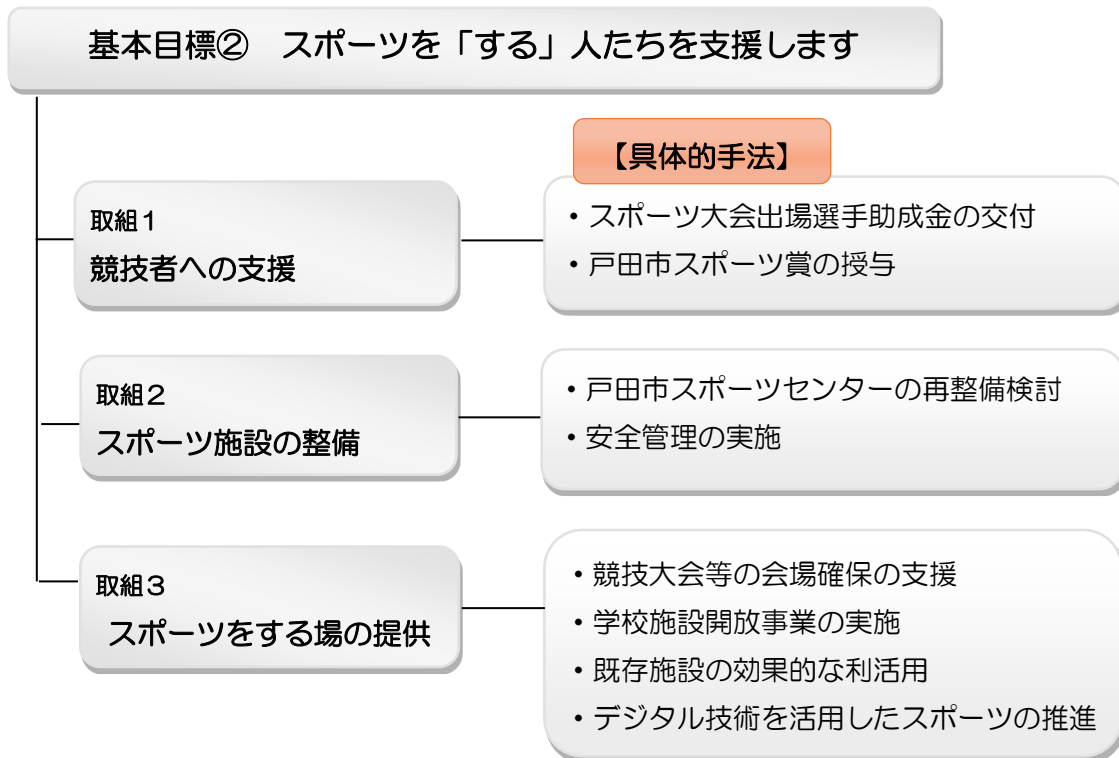
関係機関と連携し、市内公共施設主催による健康増進や生涯学習を目的とした運動教室やイベントを展開し、市民の心身の健康づくりとスポーツ意識の醸成に努めます。

●市内トップスポーツチームや民間事業者等との連携

市内トップスポーツチームを含む包括連携協定締結事業者や民間事業者、総合型地域スポーツクラブ等と連携した事業を展開し、市民がスポーツと関わる機会を提供していきます。

2 基本目標② スポーツを「する」人たちを支援します

競技者に対する活動補助や表彰、安全で快適なスポーツ施設の整備などを実施するとともに、デジタル技術を活用したeスポーツを含め「スポーツ」の定義を幅広く捉え、スポーツを「する」人たちを積極的に支援し、戸田市から世界へ羽ばたく人材の育成を図ります。



取組1 競技者への支援

スポーツ大会出場選手助成金制度の活用や、戸田市スポーツ賞の授与を継続していき、競技者のモチベーションアップやスポーツ競技力の向上へつなげていきます。

【具体的手法】

●スポーツ大会出場選手助成金の交付

市内在住の競技者及び監督・コーチが全国大会等に出場する場合に、大会参加経費の一部を助成金として交付します。パラリンピックやデフリンピック、全国障害者スポーツ大会なども対象大会であることを周知し、年齢や障がいの有無にかかわらず、全国大会等の大会に出場する選手及び監督・コーチの支援を実施していきます。

●戸田市スポーツ賞の授与

世界大会等で優秀な成績を残した市内在住の競技者に対し、戸田市スポーツ賞の授与を行います。大会の実績に応じて表彰区分が異なりますが、制度を積極的に周知することにより、競技者のモチベーションアップやスポーツ競技力の向上へとつなげていきます。

取組2 スポーツ施設の整備

市内スポーツ施設の計画的な改修や修繕を実施するとともに、施設の安全管理やリスクマネジメント等を行い、誰もが安心してスポーツ施設を利用できるようにしていきます。

【具体的手法】

●戸田市スポーツセンターの再整備検討

戸田市スポーツセンター基本構想策定委員会（令和6年度設置）にて、新しい施設の方針について検討を進めます。

●安全管理の実施

スポーツ施設を安全に管理するため、専門性を持つ指定管理者や委託業者による管理を徹底します。また、新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえ、今後の感染症等の流行に備えた体制を整備していきます。

取組3 スポーツをする場の提供

学校や公共施設等の既存施設を活用し、市民の誰もが気軽にスポーツができる場の提供を行い、スポーツを「する」人たちの支援につなげていきます。

【具体的手法】

●競技大会等の会場確保の支援

市内各種競技団体が大会等で市内スポーツ施設を使用する場合には、会場の確保等の支援を行います。

●学校施設開放事業の実施

地域や子どもたちのスポーツ・レクリエーション団体の活動の場として、市内小・中学校の空き時間を活用した学校施設開放を実施します。また、近隣の保育園・幼稚園や町会・自治会等のスポーツ・レクリエーションイベントにも学校施設開放事業を活用していきます。

●既存施設の効果的な利活用

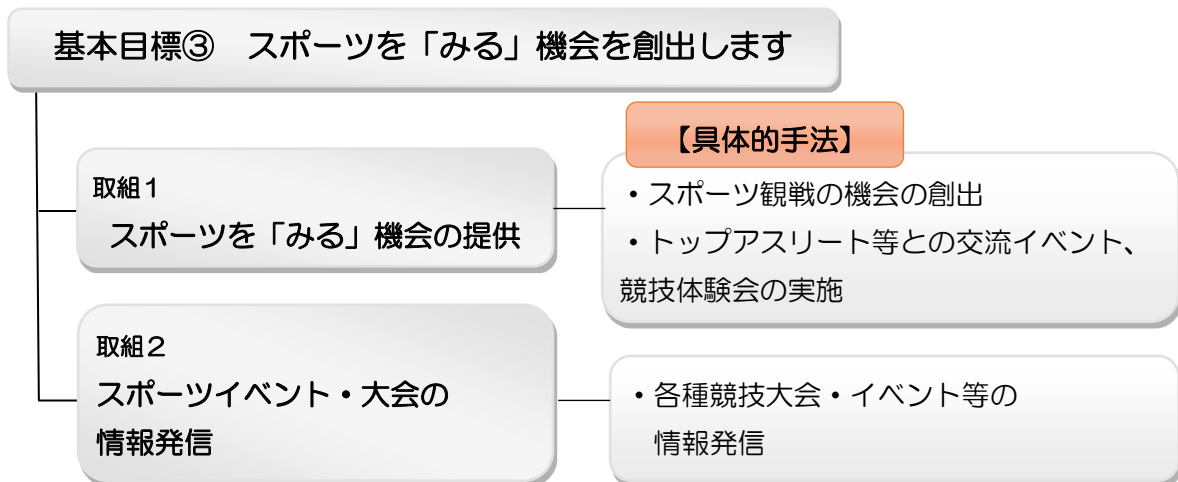
スポーツ施設の利用においては、公共施設予約システム（スポーツ施設）を活用することで公平かつ利便性の高いサービスの提供に努めていきます。また、利用ルールの範囲内で体を動かして運動やスポーツができる公共施設や公園等の活用を市民に促していきます。

●デジタル技術を活用したスポーツの推進

スポーツ関連団体と連携し、デジタル技術を活用したスポーツの体験や発信の場づくりを促進します。

3 基本目標③ スポーツを「みる」機会を創出します

スポーツ観戦や応援等もスポーツ参画と位置づけ、スポーツを「みる」機会を創出し、トップアスリート等との交流イベントや競技体験会の実施など身近なスポーツからプロスポーツまで、市民がスポーツに関心を持つことができるよう努めます。



取組1 スポーツを「みる」機会の創出

スポーツを「みる」ことやスポーツイベントに参加することもスポーツ参画と位置づけ、各種競技大会やイベント等で市民がスポーツに触れる機会を創出します。また、戸田市にゆかりのある選手やトップアスリート、市内トップスポーツチーム等を招いたイベントを開催していきます。

【具体的手法】

●スポーツ観戦の機会の創出

広報戸田市や SNS を活用し、市内で開催される全国大会等の協力や周知を行うことで、市民がスポーツ観戦できる機会を創出します。また、テレビ又はスマートフォンなどのネット環境を活用した多様なメディア媒体による観戦についても推進していきます。

●トップアスリート等との交流イベント、競技体験会の実施

市内在住又は戸田市にゆかりのあるトップアスリートを招き、競技のデモンストレーションや競技の直接的な指導を含めた競技体験等を盛り込んだイベントを開催し、レベルの高い技術に間近で触れることができる機会を創出します。

取組2 スポーツイベント・大会の情報発信

市内スポーツ施設や近隣市で開催される大会の情報発信を積極的に行い、スポーツを「みる」機会を創出していきます。

【具体的手法】

●各種競技大会・イベント等の情報発信

各種競技の全国大会等、市内で開催される大会やイベント情報を、広報戸田市やSNS、チラシ配架及びポスター掲示で積極的に発信し、市民がスポーツに触れる機会を創出していきます。

市内で開催している大会

【戸田ボートコース】

全日本社会人ローイング選手権、全日本大学選手権、全日本新人選手権 等

【戸田市スポーツセンター】

各種競技県大会・全国大会 等

【彩湖・道満グリーンパーク】

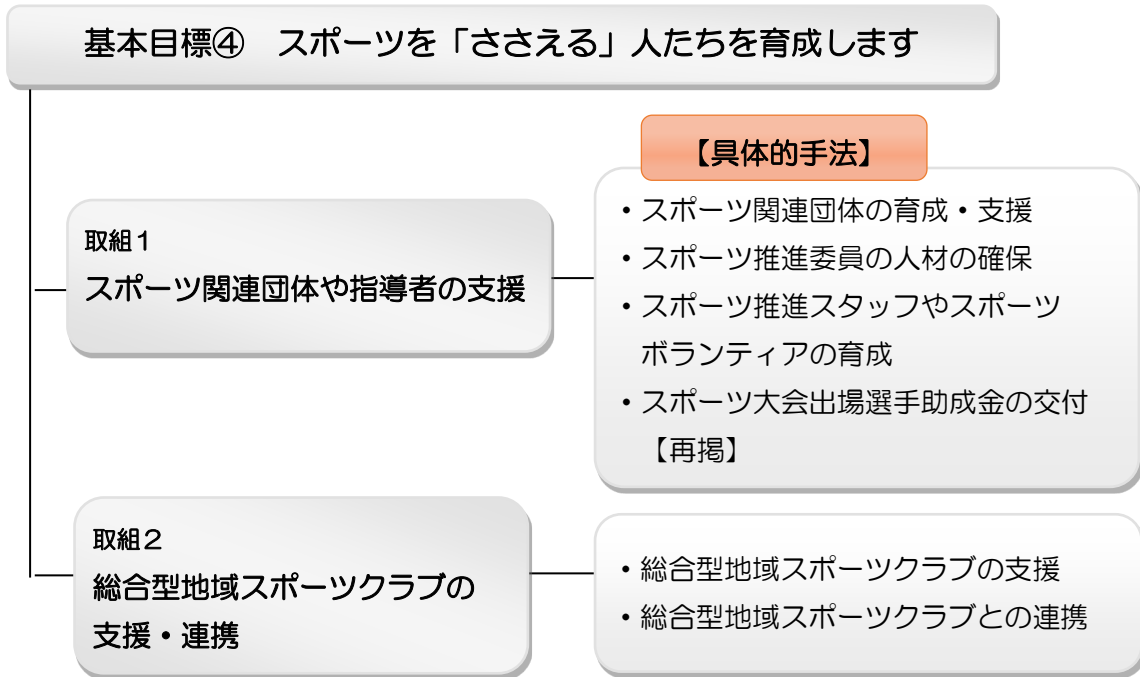
各種マラソン大会、ソフトボール県・全国大会 等

【その他】

各種野球大会、各種サッカー大会

4 基本目標④ スポーツを「ささえる」人たちを育成します

部活動の地域展開の受け皿を含めたスポーツ推進の役割を担うスポーツ関連団体の育成・支援の他、スポーツ活動のきっかけづくりや適切な助言などを行う指導者、スポーツクラブ・団体の運営を行う人など、スポーツを「ささえる」人たちの育成・確保を図ります。



取組1 スポーツ関連団体や指導者の支援

スポーツ関連団体や指導者に対して支援を行い、スポーツをささえる人たちを育成していきます。また、スポーツ推進委員やスポーツ推進スタッフの人材確保を行うとともに、大会やイベントをささえるボランティアの育成にも努めていきます。

【具体的手法】

●スポーツ関連団体の育成・支援

戸田市のスポーツ推進を担う市スポーツ協会、市レクリエーション協会、部活動の地域展開の受け皿として期待される市スポーツ少年団等が、主体的・積極的な活動が行えるよう、補助金の交付や事業の後援などの活動支援を実施していきます。

●スポーツ推進委員の人材の確保

全市的なスポーツイベントを中心的に担うスポーツ推進委員について、人材の確保や人材の育成等を図っていきます。また、スポーツ推進委員の認知度の向上を図るとともに、地域の求めに応じてスポーツ指導員や地域コーディネーターとして人材派遣ができるような体制を整えていきます。

●スポーツ推進スタッフやスポーツボランティアの育成

地域のスポーツ推進を担うスポーツ推進スタッフや戸田マラソン大会等のスポーツイベントに携わるスポーツボランティアを育成し、戸田市のスポーツ推進を担う人材を確保していきます。

●スポーツ大会出場選手助成金の交付【再掲】

市内在住の競技者及び監督・コーチが全国大会等に出場する場合に、大会参加経費の一部を助成金として交付します。パラリンピックやデフリンピック、全国障害者スポーツ大会なども対象大会であることを周知し、年齢や障がいの有無にかかわらず、全国大会等の大会に出場する選手及び監督・コーチの支援を実施していきます。

取組2 総合型地域スポーツクラブの支援・連携

地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブの市民への理解を深める活動を行っていきます。また、総合型地域スポーツクラブと連携し、地域スポーツの発展を図るとともに、部活動の地域展開に向けた検討を進めていきます。

【具体的手法】

●総合型地域スポーツクラブの支援

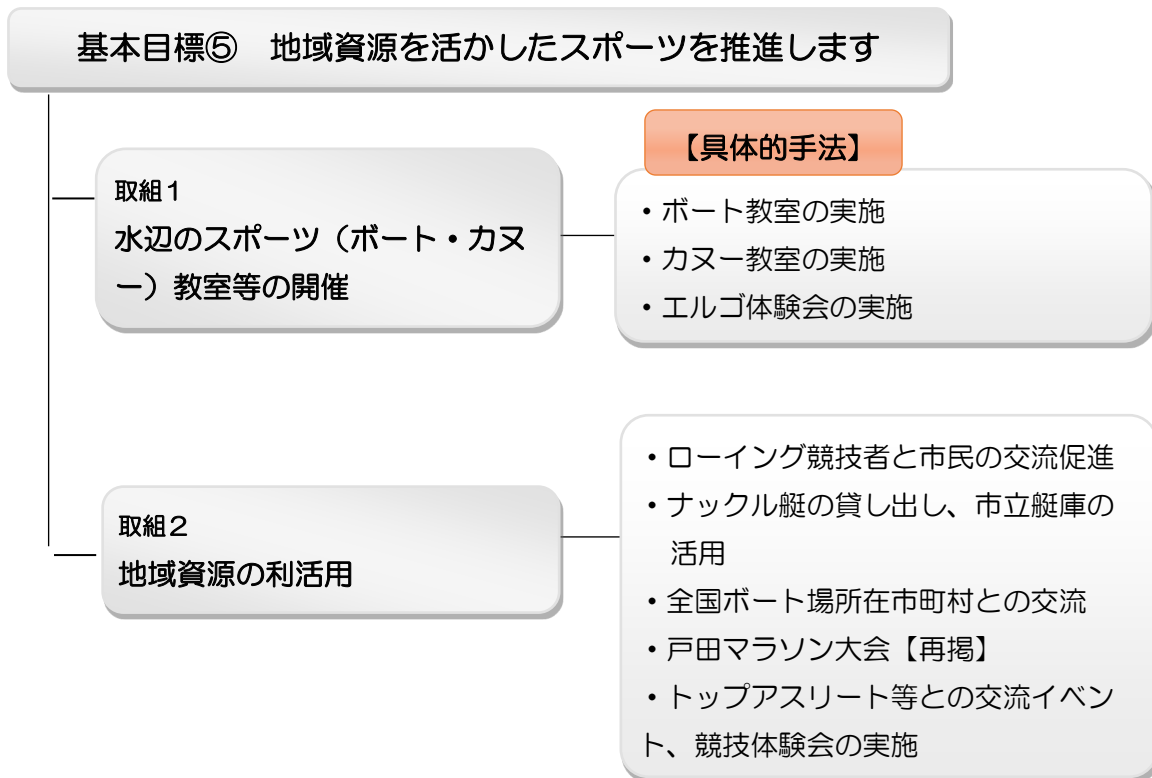
地域スポーツの発展及び活力ある地域社会の形成のため、総合型地域スポーツクラブの活動場所の確保や広報活動の協力等、必要な支援を実施していきます。

●総合型地域スポーツクラブとの連携

総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ推進事業を実施していきます。また、総合型地域スポーツクラブと連携し、部活動の地域展開に向けた検討を進めていきます。

5 基本目標⑤ 地域資源を活かしたスポーツを推進します

戸田ボートコースや彩湖・道満グリーンパークなどの施設資源、トップスポーツチーム、トップアスリートなどの人的資源をはじめとする戸田市独自の地域資源を活かしてスポーツを推進していきます。また、ボートコースのあるまちとして、競技関係者、地域住民及び行政で構成するボートのまちづくりコンソーシアムを活用して、ローイング（ボート）競技への市民の関心を高めていきます。



取組1 水辺のスポーツ（ボート・カヌー）教室等の開催

地域資源を活かしたボート・カヌー教室を継続して実施するとともに、ローイング（ボート）競技を知るきっかけとしてエルゴ体験会を実施し、競技への関心度を高めていきます。

【具体的手法】

●ボート教室の実施

競技団体と連携して年間を通じた各種ボート教室（親子・体験等）を実施し、市民に「ボートのまち」としての誇りと愛着を醸成していきます。

●カヌー教室の実施

東京オリンピック大会でのオーストラリアカヌーチームの事前キャンプを契機として、カヌー競技の更なる普及を進めるため、競技団体と連携したカヌー教室を実施します。

●エルゴ体験会の実施

ボートのまちづくりコンソーシアムを活用し、スポーツイベント等におけるローイング（ボート）競技関係者の協力による陸上ボート（エルゴメーター）体験会を実施し、場所を選ばず屋内でも実施できる体験会として、ローイング（ボート）競技を知ってもらう機会、ローイング（ボート）競技への関心を高める機会を提供していきます。



ボート教室の様子



カヌー教室の様子



エルゴ体験会の様子

取組2 地域資源の利活用

戸田ボートコースや彩湖・道満グリーンパークなどの施設資源、ボートのまちづくりコンソーシアムやトップスポーツチーム・トップアスリートなどの人的資源を積極的に活用したスポーツ推進事業を展開し、地域の活性化へと繋げていきます。

【具体的手法】

●ローイング（ボート）競技者と市民の交流促進

ボートのまちづくりコンソーシアムを活用し、市民がボートを身近に感じ、選手が市民や地域を知ることにつながる、ローイング（ボート）競技者と市民が交流できる機会を設け、交流を促進していきます

●ナックル艇の貸出、市立艇庫の活用

市民に市所有のナックル艇の貸出を行い、ローイング（ボート）競技の愛好者や競技人口の更なる増加へつなげていきます。また、埼玉県ローイング協会と連携し、市立艇庫の活用を進めていきます。

●全国ボート場所在市町村との交流

「ボートのまち」として、全国ボート場所在市町村協議会の事務局を担うなど、全国のボート場所在市町村との更なる交流を進めていきます。また、全国市町村交流レガッタ大会への市民クルーの派遣を継続していき、ローイング（ボート）競技への市民の親しみや意識向上へつなげていきます。

●戸田マラソン大会【再掲】

戸田市の一大スポーツイベントである戸田マラソン大会を彩湖・道満グリーンパークで開催し、市民に対し大会へ参加を呼び掛けていきます。また、ボランティアによる大会運営補助や応援・観戦等を通じ、多くの市民が大会に携わる機会を創出します。

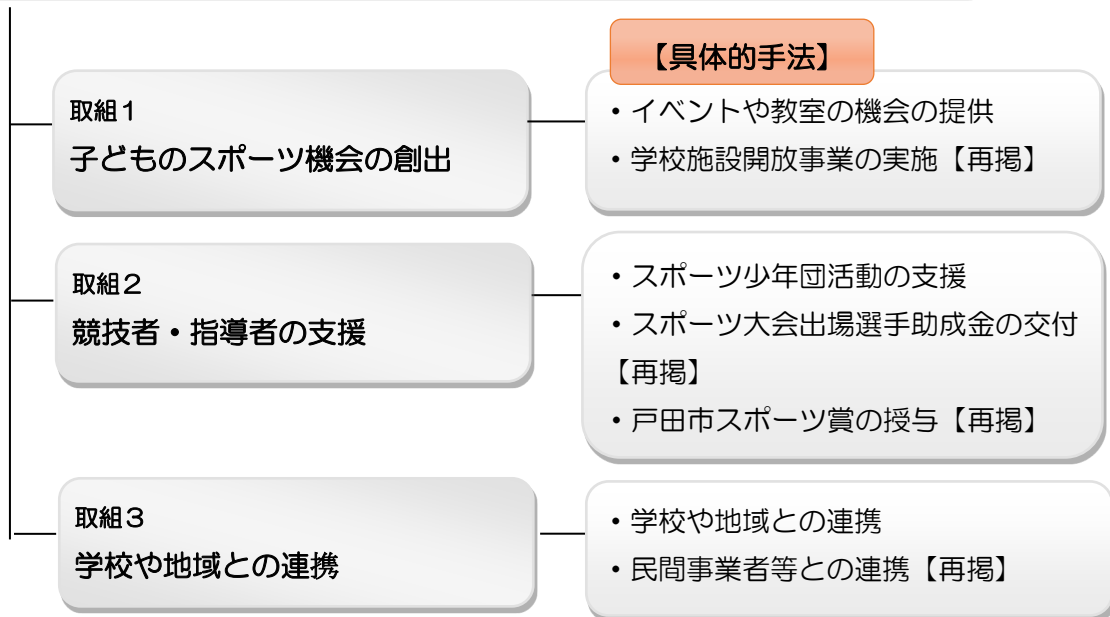
●トップアスリート等との交流イベント、競技体験会の実施【再掲】

市内在住又は戸田市にゆかりのあるトップスポーツチームやトップアスリートによる競技のデモンストレーションなどの交流イベントやトップアスリートによる直接的な指導を含めた競技体験等のイベントを開催し、市民が、トップアスリートやトップレベルのスポーツを身近に感じられる機会を創出していきます。

6 基本目標⑥ 子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます

学校施設開放事業の実施や部活動の地域展開を含む地域との連携など学校での体育や運動部活動、家庭や地域でのスポーツを通じて、次代を担う子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝え、生涯にわたりスポーツに親しむ心を育てていきます。

基本目標⑥ 子どもたちにスポーツの素晴らしさを伝えます



取組1 子どもたちのスポーツ機会の創出

スポーツをすることは、心身の健全な発達や集団行動など社会生活を学ぶことにつながります。小学生をはじめとする子どものスポーツ機会の創出として、スポーツ少年団活動の支援やスポーツ教室・スポーツイベント等を提供していきます。

【具体的手法】

● イベントや教室の機会の提供

スポーツに関するイベントや子どもを対象としたスポーツ教室を実施し、スポーツの楽しさに触れる機会や競技種目への入口としての機会を提供していきます。

● 学校施設開放事業の実施【再掲】

地域や子どもたちのスポーツ・レクリエーション団体の活動の場として、市内小・中学校の空き時間を活用した学校施設開放を実施します。また、近隣の保育園・幼稚園や町会・自治会等のスポーツ・レクリエーションイベントにも学校施設開放事業を活用していきます。

取組2 競技者・指導者の支援

部活動の地域展開の受け皿として期待されるスポーツ少年団活動に対する支援や様々な分野で活躍する子どもたちに対しての各種助成などの支援を行います。また、指導者確保のため、指導者やボランティア等を対象とする講習会等の情報提供を行っていきます。

【具体的手法】

●スポーツ少年団活動の支援

子どもたちのスポーツ活動の中心であり、部活動の地域展開の受け皿として期待されるスポーツ少年団への支援を行うとともに、市スポーツ少年団本部をはじめ各単位団との情報共有を図っていきます。

●スポーツ大会出場選手助成金の交付【再掲】

市内在住の競技者及び監督・コーチが全国大会等に出場する場合に、大会参加経費の一部を助成金として交付します。パラリンピックやデフリンピック、全国障害者スポーツ大会なども対象大会であることを周知し、年齢や障がいの有無にかかわらず、全国大会等の大会に出場する選手及び監督・コーチの支援を実施していきます。

●戸田市スポーツ賞の授与【再掲】

世界大会や全国大会等で優秀な成績を残した市民や市にゆかりのある競技者に対し、戸田市スポーツ賞の授与を行います。大会の実績を表彰することにより、競技者のモチベーションアップやスポーツ競技力の向上へつなげます。

取組3 学校や地域との連携

学校や地域と連携し、スポーツの場の提供や部活動に対する支援等を行っていきます。また、民間事業者や総合型地域スポーツクラブの活用についても検討していきます。

【具体的手法】

●学校や地域との連携

学校施設を使用して実施する市民体育祭地区大会や部活動に対する市内スポーツ施設の提供など、学校や地域と連携し、子どもたちのスポーツ活動の場を広げるとともに、全国的な動きとなっている部活動の地域展開に向けた検討を進めていきます。また、学校や地域にスポーツ事業に関する情報提供を行っていきます。

●市内トップスポーツチームや民間事業者等との連携【再掲】

市内トップスポーツチームを含む包括連携協定締結事業者や民間事業者、総合型地域スポーツクラブ等と連携した事業を展開し、市民（子ども）がスポーツと関わる機会を提供していきます。

第 5 章

計画の推進体制と評価

1 計画の推進体制

本計画第3章・第4章で掲げた基本理念、基本目標を達成するためには、行政のみならず、市民、スポーツ関連団体、民間事業者等が協働して取り組むことが重要です。

また、スポーツは様々な分野の計画と深く関係するため、戸田市の各種事業計画との整合性を図りながら、スポーツ関連団体等と協力して計画を推進していきます。効果的な計画の推進に向けて、以下にそれぞれの役割を整理します。

(1) 市民

市民一人ひとりが、自ら「する」「みる」「ささえる」スポーツに参画することが求められます。また、競技スポーツだけではなく、散歩や体操、ウォーキング、軽い運動、子どもとの体を使った遊び、通勤・通学や家事・買い物などの日常生活の中で意識的に体を動かすことなども「スポーツ」であるとする意識を持ち、健康維持や仲間との交流を通じてスポーツに関わるきっかけをつくることが重要です。

(2) 町会・自治会等の地域組織

市民に身近な団体として、スポーツ関連団体や戸田市と連携し、市民が自らスポーツに親しむことができるように、地域で支援することが求められます。また、町会・自治会活動を通じて市民の健康づくりやスポーツ活動に取り組むことで、地域コミュニティの醸成につなげていくことが求められます。

(3) 戸田市スポーツセンター

戸田市のスポーツ推進の中心を担う施設として、施設の機能の拡充や、幅広い教室展開、独自企画によるスポーツイベントを提供し、スポーツの楽しさを伝えることが求められます。

(4) 戸田市スポーツ協会

戸田市や各関係機関と連携し、加盟する競技団体を統括し、市内のスポーツ競技会や競技団体の情報提供といったスポーツ活動の機会を提供するとともに、競技スポーツの充実や指導者の育成等、スポーツ活動を幅広く展開していくことが求められます。

(5) 戸田市レクリエーション協会

気軽に楽しめるレクリエーション活動を通じて、市民同士の交流を深め、地域力の向上につなげるための取組を行っていくことが求められます。

(6) 戸田市スポーツ少年団

戸田市や市スポーツ協会、学校等と連携し、子どもたちがスポーツに触れることのできる機会を幅広く提供していくとともに、スポーツ少年団活動を仲間づくりや青少年の健全育成につなげていくことが求められます。

(7) 総合型地域スポーツクラブ

地域スポーツの発展や活力ある地域社会の形成のため、戸田市や地域組織やスポーツ関連団体、民間事業者等と連携し、市民のスポーツへの参加機会の拡充など、より積極的な活動が求められます。

(8) 民間事業者等

スポーツに関わる民間事業者は、市民がスポーツを主体的に行う場と機会を提供するとともに、戸田市やスポーツ関連団体と適宜情報交換を行いながら、専門的な知識や方法を活かした教室の実施等、行政と連携した事業を展開することが求められます。

(9) 学校等

発達段階や能力、興味・関心に応じて、子どもの体力・運動機能の向上を図るとともに、生涯にわたりスポーツに親しむきっかけづくりの場となることが求められます。

(10) 戸田市スポーツ推進委員・戸田市スポーツ推進スタッフ

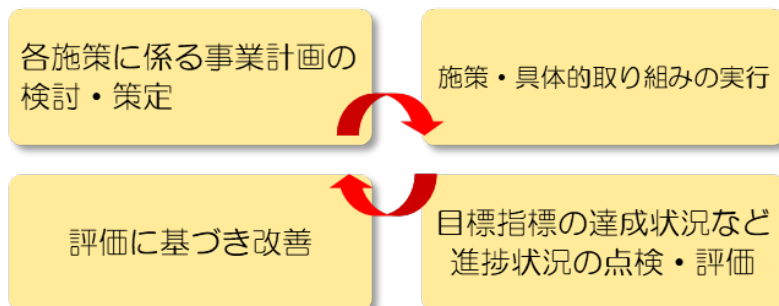
戸田市のスポーツ推進の担い手として、スポーツに関する指導・助言や健康の保持・増進と体力づくり等の取組を推進し、地域のスポーツ推進のコーディネーター役として活躍していくことが期待されます。

(11) 戸田市

本計画の実施主体として、市民誰もがスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、地域の活力の向上や市民の健康保持・増進につなげていけるよう、スポーツ関連団体、町会・自治会等と連携していきます。また、関係機関それぞれが主体的にスポーツ推進事業を行っていけるよう、環境整備や助言等の支援を行っていきます。

2 計画の進行管理・評価及び実施状況の公表

基本目標や指標の進捗状況については、適宜進行管理を行い、点検・評価について戸田市スポーツ推進審議会で審議を行うなど、継続的な改善を図ることで適切な管理運営に努めます。



参考資料

戸田市のスポーツ施策

戸田市スポーツ推進条例

戸田市スポーツ推進審議会条例・名簿

第3期戸田市スポーツ推進計画策定委員会要綱・名簿

スポーツ基本法

戸田市のスポーツ施策

- 戸田市生涯スポーツ都市宣言（平成 14 年（2002 年）10 月 14 日（体育の日））
市民と行政が一丸となってスポーツ・レクリエーション活動を推進していくことを宣言しました。

戸田市生涯スポーツ都市宣言

わたくしたちは、生涯スポーツ・レクリエーションを通して、健康な心と体をつくり、地域コミュニティを創造し、
『パートナーシップでつくる 人・水・緑 輝くまち とだ』
をめざすため、ここに、「生涯スポーツ都市」を宣言します。

- 1 生涯スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康な心と体をつくります。
- 1 生涯スポーツ・レクリエーションを楽しみ、明るく豊かな生活をおくれます。
- 1 生涯スポーツ・レクリエーションを愛し、友情と交流の輪をひろげます。
- 1 生涯スポーツ・レクリエーションを通して、躍動する快適都市戸田市をつくります。

- 戸田市スポーツ振興基本計画の策定（平成 22 年（2010 年））

生涯スポーツを通じて市民自らが、心も体も健康で、明るく豊かな市民生活の実現を目指し、基本理念を「健康とふれあいで 笑顔あふれるまち とだ」とした計画を策定し、取り組む施策を示しました。

- 戸田市スポーツ推進計画の策定（平成 27 年度（2015 年度）～令和 2 年度（2020 年度））

戸田市スポーツ振興基本計画の中間年に、新たにスポーツ推進計画を策定し、戸田市の特性を反映した具体的な施策を示しました。

- 第 2 期戸田市スポーツ推進計画の策定（平成 3 年度（2020 年度）～令和 7 年度（2025 年度））

戸田市スポーツ推進計画の計画期間内（令和元年度）に、「スポーツ・レクリエーションに関する意識調査」を実施し、これまでの取組をより効果的なものとするため、社会情勢に即した、新たなスポーツ推進計画を策定しました。

戸田市スポーツ推進条例

令和 6年 3月29日条例第 4号

スポーツは、心身の健康を促し、世代を超えて人生をより豊かにするとともに地域社会の活力の醸成、国際交流の発展、産業の広がりや経済の活性化や医療費・社会保障費の抑制など、幅広い分野への効果が期待されるものである。

また、スポーツ基本法において、スポーツは、「世界共通の人類の文化」として位置付けられ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とのスポーツに関わる権利を保障する考えが示されている。

本市においては、地域資源であるポートコースを活用し、ローイングをはじめとした水辺のスポーツを推進するとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るためのスポーツの充実、障害のある人や高齢者がスポーツに積極的に参加できる機会の提供などにより、全ての市民がスポーツに参画できる社会の実現に努める必要がある。

さらに、本市に関わるスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高めるなど、スポーツを通じた世代間及び地域間の交流の基盤を形成することで、生涯にわたりスポーツに親しむ機会、生き生きと楽しい生活を送ることができる環境の整備を進めることが重要である。

スポーツの持つ力を最大限活用し、全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツの推進に関する施策を実施するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 日常生活における軽い運動や楽しみながら体を動かすこと、運動競技（オリンピック・パラリンピック競技を含む。）その他の身体活動（レクリエーションとして行われる身体活動を含む。）をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 市民等 市民並びに次条に規定する基本理念に基づくスポーツの推進に賛同し、及び協力する個人をいう。
- (4) スポーツ関連団体 市内においてスポーツに関係する活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。
- (2) スポーツを通じて世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、更にその交流が促進され、スポーツに関する能力の水準の向上が図られること。
- (3) 本市に関わるスポーツ選手及びスポーツチームの活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、全ての市民がスポーツに気軽に親しめる環境をつくり、地域の活力の向上や市民の健康及び体力の保持増進につなげていけるよう、スポーツ関連団体、町会・自治会等と連携するものとする。
- 3 市は、スポーツ関連団体が主体的にスポーツ推進事業を行えるよう、環境整備や助言、情報の提供その他必要な支援を積極的に行うものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、スポーツを行う主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を活かし、地域のスポーツ振興及び発展に努めるものとする。

（スポーツ関連団体の役割）

第6条 スポーツ関連団体は、市民がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普及及びスポーツに関する能力の水準の向上のための活動等、スポーツに関係する主体的な活動を通じて、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、スポーツを行いやすい環境の整備に取り組むとともに、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（生涯スポーツの推進）

第8条 市は、全ての市民が生涯スポーツに親しみ、健康な心と体をつくり、明るく豊かな生活を送り、友情と交流の輪を広げることができるよう、機会の提供、環境の整備、生涯スポーツの推進を図るために必要な市民等、スポーツ関連団体及び事業者との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの体力向上及びスポーツの充実)

第9条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市民等、スポーツ関連団体及び事業者との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある人のスポーツの推進)

第10条 市は、市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、障害のある人が積極的にスポーツに参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会の提供、障害のある人のスポーツに携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者のスポーツの推進)

第11条 市は、市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、高齢者が積極的にスポーツに参加することができるよう、スポーツへの参加の機会の提供、高齢者のスポーツに携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(指導者の養成)

第12条 市は、地域におけるスポーツの指導の充実、スポーツ選手の育成及びスポーツ事故の防止を図るため、スポーツ関連団体と連携し、指導者の養成及びその資質を向上させる講習会等の開催その他必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設の整備及び活用)

第13条 市は、市民がスポーツに親しむことができる場の充実を図るため、市が設置するスポーツ施設の強化(バリアフリー化を含む。)その他の必要な環境の整備を行うものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、地域資源であるボートコース等を活用するものとする。

3 市は、その設置する学校の教育に支障のない範囲で、当該学校のスポーツ施設を市民及びスポーツ関連団体によるスポーツの利用に供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の検証及び評価)

第15条 市は、市が実施するスポーツの推進に関する施策の効果検証及び評価を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

戸田市スポーツ推進審議会条例

平成16年 3月29日条例第 3号

改正 平成19年12月17日条例第28号

平成23年12月26日条例第22号

令和 3年 3月31日条例第 3号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条に基づき、戸田市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を任命する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第28号)抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

【中略】

附 則(令和3年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

戸田市スポーツ推進審議会 名簿

	役職	氏 名	推薦母体
1	会長	萩原 哲夫	戸田市スポーツ協会
2	副会長	松橋 崇史	拓殖大学教授（学識経験者）
3		向井 由記子	戸田市レクリエーション協会
4		平野 秀明	戸田市スポーツ推進委員連絡協議会
5		須田 真司	戸田市スポーツ少年団
6		石川 美幸	戸田市青少年団体連絡協議会
7		渡部 淳子	戸田市中学校体育連盟
8		板橋 哲	戸田市社会教育委員
9		熊坂 梢	戸田市地域自立支援協議会
10		浜田 美咲	市民公募委員
11		芳賀 義信	市民公募委員
12		秋元 幸子	戸田市市民生活部長

第3期戸田市スポーツ推進計画策定委員会要綱

令和 7年 7月 4日市長決裁

(設置)

第1条 第3期戸田市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を協議し、計画の原案を作成するため、第3期戸田市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、市民生活部次長及び別表の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市民生活部次長（文化スポーツ課担当）をもって充て、副委員長は委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画の策定が終了した日限り、その効力を失う。

戸田市スポーツ推進計画策定委員会 名簿

	役職	所属	職名	氏名
1	委員長	市民生活部	次長	野崎 実治
2	副委員長	企画財政部共創企画課	課長	渡辺 大助
3		市民生活部協働推進課	課長	小林 善弘
4		環境経済部みどり公園課	課長	岡安 敦志
5		健康福祉部障害福祉課	課長	長友 弘毅
6		健康福祉部健康長寿課	課長	林 英一
7		健康福祉部福祉保健センター	担当課長 (保健政策・感染症対策担当)	高屋 勝利
8		こども健やか部児童青少年課	課長	渡邊 雅之
9		教育委員会事務局教育政策室	担当課長 (指導担当)	水沼 美和
10		市民生活部文化スポーツ課	課長	金澤 哲

スポーツ基本法

スポーツ基本法では、「スポーツは世界共通の人類の文化である」と明記したうえで、スポーツの多面的な役割として、青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造などを挙げています。

平成二十三年 六月二十四日

法律第七十八号

百七十七回通常国会

菅内閣

改正 平成二十四年 八月二十二日法律第六十七号

同二十六年 六月二十 日同 第七十六号

同二十八年 五月二十 日同 第四十七号

同三十 年 六月二十 日同 第五十六号

同三十 年 六月二十 日同 第五十七号

令和 七年 六月二十 日同 第七十一号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条の二）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十八条）

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等（第二十九条—第二十九条の五）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十六条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技

その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。

3 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポー

ツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五条 削除

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研

究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用)

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

- 3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとする。

(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学

校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(高等学校の生徒のスポーツの推進)

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。)の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者

等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体カテスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実)

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。第二十九条の五第一項において同じ。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会その他のスポーツ団体が行う

国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等

(暴力等の防止)

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。)、インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等(次項において「暴力等」という。)によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

(スポーツに係る競技の不正な操作等の防止)

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等)

第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

（スポーツの振興のために必要な資金等）

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。

3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五六号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二〇日法律第五七号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

附 則 （令和七年六月二〇日法律第七一号）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中スポーツ基本法第二十六条の見出しの改正規定、同条第二項の改正規定（「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。）及び同条第三項の改正規定（「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。）並びに同法第三十三条第一項第一号の改正規定は、令和十三年一月一日から施行する。

（令和七年政令第三〇二号で令和七年九月一日から施行）

「スポーツ・レクリエーションに関する意識調査」調査項目について

※この調査の「スポーツ」には、日常生活における軽い運動、楽しみながら体を動かすこと、日常生活の中で意識的に体を動かすことも含まれます。

問1. あなたの性別についてお答えください。(1つに○)

1. 男 2. 女 3. 回答しない

問2. あなたの年齢についてお答えください。(1つに○)

1. 18~19歳 2. 20~24歳 3. 25~29歳
4. 30~34歳 5. 35~39歳 6. 40~44歳
7. 45~49歳 8. 50~54歳 9. 55~59歳
10. 60~64歳 11. 65~69歳 12. 70~74歳
13. 75~79歳 14. 80歳以上

問3. あなたのお住まいの地域についてお答えください。(1つに○)

1. 下戸田地区 (喜沢1-2丁目、喜沢南1-2丁目、中町1-2丁目、下戸田1-2丁目、下前1-2丁目、川岸1-2丁目)
2. 上戸田地区 (上戸田1-5丁目、大字上戸田、本町1-5丁目、南町、戸田公園、川岸3丁目)
3. 新曽地区 (大字新曽、新曽南1-4丁目、氷川町1-3丁目、大字下笹目)
4. 笹目地区 (笹目1-8丁目、早瀬1-2丁目、笹目南町、笹目北町)
5. 美女木地区 (美女木1-8丁目、美女木東1-2丁目、美女木北1-3丁目)

問4. あなたのご職業についてお答えください。(1つに○)

1. 自営業・家族従業者 2. 会社員
3. 公務員・教員・団体職員 4. プロアスリート (主たる職業としてスポーツを実施するもの)
5. パート・アルバイト 6. 家事従事者
7. 学生 8. 無就業
9. その他 ()

問5. あなたは、ご自身の健康状態をどのように感じていますか。(1つに○)

1. 健康である 2. まあ健康である
3. あまり健康ではない 4. 健康ではない 5. わからない

問6. あなたは、ご自身の体力についてどのように感じていますか。(1つに○)

1. 体力に自信がある 2. まあ自信がある
3. あまり自信がない 4. 自信がない 5. わからない

問7. あなたは、ご自身の普段の運動量について、どう感じていますか。(1つに○)

- | | | |
|-------------|--------------|----------|
| 1. 十分足りている | 2. まあまあ足りている | |
| 3. やや不足している | 4. かなり不足している | 5. わからない |

問8. あなたのスポーツ歴(生まれてから現在までに1年以上継続して行ったスポーツ)について、お答えください。学校の授業として行ったものは除きます。(1つに○)

※ここでのスポーツは日常生活における軽い運動、楽しみながら体を動かすこと、日常生活の中で意識的に体を動かすことも含みます。

例:公園での軽い運動、体を動かすことを意識し歩いて通勤している

- | | | |
|-------------------------------|-----------|---------|
| 1. やったことがない、もしくは1年以上継続した経験はない | | |
| 2. 1~3年未満 | 3. 3~5年未満 | 4. 5年以上 |

問9. あなたは、過去1年にスポーツを行いましたか。学校の授業として行ったものは除きます。(1つに○)

※ここでのスポーツは日常生活における軽い運動、楽しみながら体を動かすこと、日常生活の中で意識的に体を動かすことも含みます。

例:公園での軽い運動、体を動かすことを意識し歩いて通勤している

- | | | |
|--------|-----------|------------|
| 1. 行った | 2. 行わなかった | P5の問(9-8)へ |
|--------|-----------|------------|

※問9で「1. 行った」と回答された方にお聞きます。

問(9-1) 過去1年間に行ったスポーツはどれですか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 陸上競技(トラック、フィールド) | 2. ランニング、ジョギング |
| 3. ウォーキング、散歩、ハイキング | 4. 登山、クライミング、トレイルランニング |
| 5. 水泳、水中ウォーキング、アクアエクササイズ | 6. 野球 |
| 7. ソフトボール | 8. バレーボール、ソフトバレーボール |
| 9. バasketボール、3×3 | 10. テニス、ソフトテニス、ミニテニス、ビクトルボール |
| 11. サッカー、フットサル | 12. ラグビーフットボール、アメリカンフットボール |
| 13. バドミントン | 14. 卓球 |
| 15. 柔道 | 16. 剣道、居合道、なぎなた、銃剣道 |
| 17. 空手、少林寺拳法、テコンドー、合気道 | 18. 弓道 |
| 19. アーチェリー | 20. クレー射撃 |
| 21. ボート(ローイング) | 22. カヌー |
| 23. スキー、スノーボード、アイススケート | 24. ゴルフ |
| 25. グラウンドゴルフ、ゲートボール、パークゴルフ | 26. サイクリング、自転車競技 |
| 27. BMX | 28. 器械体操、新体操、トランポリン |
| 29. 軽体操(ラジオ体操、リズム体操等) | 30. ダンス(ジャズ、社交ダンス、ブレイキン、フラダンス、フォークダンス等) |
| 31. エアロビクス、ヨガ、バレエ、ピラティス | 32. 武術太極拳、太極拳 |
| 33. トレーニング(筋力、持久力等) | 34. スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、一輪車 |
| 35. バルクール、スラックライン | 36. 縄跳び、ダブルダッチ |
| 37. チアリーディング、バトントワリング | 38. ドッジボール |

- | | |
|---|---|
| 39. ハンドボール | 40. グラウンドホッケー、ラクロス |
| 41. ボウリング | 42. レスリング、ボクシング |
| 43. 相撲 | 44. フリークライミング(ボルダリング、リードクライミング、スピードクライミング等) |
| 45. ヨット、水上スキー、ウェイクボード、水上バイク | 46. スケーパダイビング、スキンドайビング、フリーダイビング、シュノーケリング |
| 47. サーフィン、ボディボード、ウインドサーフィン | 48. グライダー、ハングライダー、パラグライダー、スカイダイビング |
| 49. 乗馬 | |
| 50. レクリエーションスポーツ(ティーボール、フライングディスク、ディスクゴルフ、インディアカ、スポーツチャンバラ、ユニカール、アルティメット、キンボール、シャフルボード、ベタンク、綱引き、ダーツ、スポーツ吹き矢、モルック、バウンドテニス、フィッシング等) | |
| 51. 障害者スポーツ() | 52. eスポーツ() |
| 53. その他() | |

問(9-2) 平均するとどの程度の割合でスポーツを行っていますか。(1つに○)

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週に3~5日 | 3. 週に1~2日 |
| 4. 月に1~3日 | 5. 年に4~11日 | 6. 年に1~3日 |

問(9-3) 1回に行うスポーツの平均時間はどの程度ですか。(1つに○)

- | | | | |
|------------|-------------|--------------|----------|
| 1. 15分未満 | 2. 15~30分未満 | 3. 30分~1時間未満 | |
| 4. 1~2時間未満 | 5. 2~4時間 | 6. 4~8時間 | 7. 8時間以上 |

問(9-4) スポーツをよく行う時間帯はいつですか。(1つに○)

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1. 平日の午前(午前6時~正午) | 2. 休日(土・日・祝日等)の午前(午前6時~正午) |
| 3. 平日の午後(正午~午後6時) | 4. 休日(土・日・祝日等)の午後(正午~午後6時) |
| 5. 平日の夜間(午後6時~午後9時) | 6. 休日(土・日・祝日等)の夜間(午後6時~午後9時) |
| 7. 上記以外 | 8. 特に決まっていない |

問(9-5) 主にどなたと一緒にスポーツを行っていますか。(1つに○)

- | | | |
|--------------------------|----------------|-----------------|
| 1. ひとり | 2. 家族 | 3. 近隣の人(地域の方など) |
| 4. 友人・知人 | 5. クラブやサークルの仲間 | 6. 職場や学校の仲間 |
| 7. その他 [具体的に記入してください。] | | |

問(9-6) 主にスポーツを行う(行った)場所はどこですか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| 1. 市内公共施設(スポーツセンター、野球場、公民館等) | 2. 市内公立小中学校体育施設 |
| 3. 市外公共施設 | 4. 民間スポーツ施設 |
| 5. 職場のスポーツ施設 | 6. 自宅、友人宅 |
| 7. 公園、広場、道路等 | 8. 上記以外() |

問(9-7) スポーツを行う(行った)主な理由は何ですか。(該当するものすべてに○)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 健康、体力づくりのため | 2. 運動不足の解消 |
| 3. 美容や肥満解消 | 4. 気分転換、ストレス解消 |
| 5. 家族とのふれあい | 6. 友人・仲間との交流 |
| 7. 自己記録や技能向上 | 8. 趣味 |
| 9. わからない | |
| 10. その他 | |

具体的に記入してください。

※問9で「2. 行わなかった」と回答された方にお聞きます。

問(9-8) あなたが、スポーツを行わなかった理由は何ですか。(該当するものすべてに○)

1. 仕事、家事、育児、介護、勉強などで忙しく時間がとれなかった
2. 病気、けが、体調不良であった
3. スポーツをする金銭的な余裕がなかった(経済的な理由)
4. 身近に利用できる施設や場所がない
5. 利用したい時に施設予約が取れない(空き施設がない。)
6. 教えてくれる人(指導者)がない
7. いっしょに行う仲間や相手がいない
8. スポーツを行う機会がなかった
9. スポーツが嫌いである
10. 特に理由はない
11. その他

具体的に記入してください。

問 13. あなたは、今後スポーツの指導、団体活動の運営（役員）、スポーツイベントへの協力など、スポーツに関するボランティア活動をやりたいと思いますか。（1つに○）

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1. ぜひやりたい | 2. 活動内容などの条件が合えばやりたい |
| 3. やりたいとは思わない | 4. わからない |

問 14. あなたが、過去1年間に現地観戦や動画視聴などで観戦したスポーツをお答えください。（無料の大会等も含む）（該当するものすべてに○）

- | | |
|--|---|
| 1. 陸上競技（トラック、フィールド） | 2. ランニング、ジョギング |
| 3. ウォーキング、散歩、ハイキング | 4. 登山、クライミング、トレイルランニング |
| 5. 水泳、水中ウォーキング、アクアエクササイズ | 6. 野球 |
| 7. ソフトボール | 8. バレーボール、ソフトバレーボール |
| 9. バスケットボール、3×3 | 10. テニス、ソフトテニス、ミニテニス、ビクトルボール |
| 11. サッカー、フットサル | 12. ラグビーフットボール、アメリカンフットボール |
| 13. バドミントン | 14. 卓球 |
| 15. 柔道 | 16. 剣道、居合道、なぎなた、銃剣道 |
| 17. 空手、少林寺拳法、テコンドー、合気道 | 18. 弓道 |
| 19. アーチERY | 20. クレー射撃 |
| 21. ボート（ローイング） | 22. カヌー |
| 23. スキー、スノーボード、アイススケート | 24. ゴルフ |
| 25. グラウンドゴルフ、ゲートボール、パークゴルフ | 26. サイクリング、自転車競技 |
| 27. BMX | 28. 器械体操、新体操、トランポリン |
| 29. 軽体操（ラジオ体操、リズム体操等） | 30. ダンス（ジャズ、社交ダンス、ブレイキン、フラダンス、フォークダンス等） |
| 31. エアロビクス、ヨガ、バレエ、ピラティス | 32. 武術太極拳、太極拳 |
| 33. トレーニング（筋力、持久力等） | 34. スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、一輪車 |
| 35. バルクール、スラックライン | 36. 縄跳び、ダブルダッチ |
| 37. チアリーディング、バトントワリング | 38. ドッジボール |
| 39. ハンドボール | 40. グラウンドホッケー、ラクロス |
| 41. ボウリング | 42. レスリング、ボクシング |
| 43. 相撲 | 44. フリークライミング（ボルダリング、リードクライミング、スピードクライミング等） |
| 45. ヨット、水上スキー、ウェイクボード、水上バイク | 46. スクーバダイビング、スキンドайビング、フリーダイビング、シュノーケリング |
| 47. サーフィン、ボディボード、ウインドサーフィン | 48. グライダー、ハンググライダー、パラグライダー、スカイダイビング |
| 49. 乗馬 | |
| 50. レクリエーションスポーツ（ティーボール、フライングディスク、ディスクゴルフ、インディアカ、スポーツチャンバラ、ユニカール、アルティメット、キンボール、シャフルボード、ベタンク、綱引き、ダーツ、スポーツ吹き矢、モルック、バウンドテニス、フィッシング 等） | |
| 51. 障害者スポーツ（ ） | 52. eスポーツ（ ） |
| 53. その他（ ） | |

問 15. あなたが、過去 1 年間に実際に競技会場等へ行ってスポーツの試合や大会を観戦した回数をお答えください。競技会場など現地には行っていないが、動画などで観戦している方は 5 を選択してください。(1 つに○)

1. 1～2回 2. 3～4回 3. 5～9回 4. 10回以上
 5. 競技会場など現地には行っていないが、動画などで観戦している
 6. 現地でも動画でも観戦していない

問 16. あなたは、戸田市スポーツセンターを利用したことがありますか。(1 つに○)

1. 利用したことがある 2. 利用したことがない P9 の問(16-3)へ

※問 16 で「1. 利用したことがある」と回答された方にお聞きします。

問 (16-1) あなたは、戸田市スポーツセンターの以下の施設を利用したことがありますか。利用したことがある方は利用頻度を教えてください。(該当する枠の数字に○)

項目	ほぼ毎日	週に数回	月に数回	年に数回	数年に 1 回	利用したことがない
【回答例】第 1 競技場 (1 階)	1	2	③	4	5	6
1 第 1 競技場 (1 階)	1	2	3	4	5	6
2 第 2 競技場 (4 階)	1	2	3	4	5	6
3 柔道場	1	2	3	4	5	6
4 剣道場	1	2	3	4	5	6
5 卓球場	1	2	3	4	5	6
6 屋内プール	1	2	3	4	5	6
7 陸上競技場	1	2	3	4	5	6
8 テニスコート	1	2	3	4	5	6
9 弓道場	1	2	3	4	5	6
10 トレーニングルーム	1	2	3	4	5	6
11 会議室	1	2	3	4	5	6
12 更衣室、シャワールーム (屋内プールを除く)	1	2	3	4	5	6
13 自動販売機コーナー	1	2	3	4	5	6

問 (16-2) あなたが戸田市スポーツセンターを利用する理由を教えてください。(該当するすべてに○)

1. 利用がしやすいから (予約不要・予約が取りやすい) 2. 設備が充実しているから
 3. プログラムや指導者が充実しているから 4. 空いているから
 5. 自宅から近いから 6. アクセスが良いから
 7. 利用料金が安いから 8. そこでしかできないから (競技の特殊性)
 9. 大会・試合の会場だから、所属団体の活動場所だから
 10. その他 具体的に記入してください。

※問 16 で「2. 利用したことがない」と回答された方にお聞きします。

問 (16-3) あなたが戸田市スポーツセンターを利用しない理由を教えてください。(該当するすべてに○)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 利用方法がわからないから | 2. 利用したい施設・設備がないから |
| 3. 参加したいプログラムがないから | 4. 混んでいるから |
| 5. 自宅から遠いから | 6. 利用料金が安いから |
| 7. そもそも運動をしないから | |
| 8. その他 | 具体的に記入してください。 |

問 17. あなたはスポーツセンターでどのようなことがしたいですか。最もあてはまるものから順に、1～9まで順番をつけてください。

- () 1. 競技力向上のために練習・トレーニングする
- () 2. 試合や大会にプレイヤーとして参加する
- () 3. 試合や大会に運営側(ボランティア含む)として参加する
- () 4. 健康のため自分のペースで運動する
- () 5. 気分転換・リフレッシュのために運動する
- () 6. 仲間と一緒に楽しく運動する
- () 7. スポーツセンターの教室やイベントに参加する
- () 8. プロスポーツを生で観戦する
- () 9. 新しいスポーツを体験する

問 18. あなたは、戸田市の公共スポーツ施設(学校体育施設は除く)の数についてどう思いますか。

(1つに○)

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 十分である | 2. 不足している | 3. わからない |
|----------|-----------|----------|

※問 18 で「2. 不足している」と回答された方にお聞きします。

問 (18-1) 不足していると思われる施設はなんですか。(該当するものすべてに○)

- | | | | |
|------------------|--------------------------------------|-----------|--------|
| 1. 体育館 | 2. プール | 3. 陸上競技場 | 4. 野球場 |
| 5. ソフトボール場 | 6. サッカー場 | 7. テニスコート | 8. 武道場 |
| 9. トレーニングジム(ルーム) | 10. アーバンスポーツ場(スケートボードやBMXが利用できる場所など) | | |
| 11. その他 | 具体的に記入してください。 | | |

問 19. 公共スポーツ施設(学校体育施設は除く)を利用するうえで、特に要望することはどんなことですか。(該当するすべてに○)

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1. 施設設備(空調・用具等)の充実 | 2. 利用時間の延長 |
| 3. 駐車場の確保 | 4. 交通利便性の向上 |

- | | |
|------------------------|--------------|
| 5. 利用料金の値下げ | 6. 利用手続きの簡素化 |
| 7. 特にない | 8. 利用していない |
| 9. その他 [具体的に記入してください。] | |

問 20. 戸田市は、水辺のスポーツ事業を推進しています。あなたは、市主催のボート、カヌー教室を知っていますか。(1つに○)

1. 知っている 2. 知らない

問 21. あなたは、彩湖または戸田ボートコースでボートやカヌーに乗ったことはありますか。(1つに○)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. どちらも経験あり | 2. ボートの経験あり |
| 3. カヌーの経験あり | 4. どちらも経験なし |

問 22. あなたは、戸田ボートコースで行われているボート（ローイング）の競技大会を観戦したことはありますか。(1つに○)

1. ある 2. なし

問 23. あなたは、ボート（ローイング）競技に興味や関心がありますか。(1つに○)

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. ある | 2. 少しはある | |
| 3. あまりない | 4. まったくない | 5. わからない |

問 24. あなたは今後、やりたいスポーツがありますか。(該当するすべてに○)

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 陸上競技（トラック、フィールド） | 2. ランニング、ジョギング |
| 3. ウォーキング、散歩、ハイキング | 4. 登山、クライミング、トレイルランニング |
| 5. 水泳、水中ウォーキング、アクアエクササイズ | 6. 野球 |
| 7. ソフトボール | 8. バレーボール、ソフトバレーボール |
| 9. バスケットボール、3×3 | 10. テニス、ソフトテニス、ミニテニス、ビッケルボール |
| 11. サッカー、フットサル | 12. ラグビーフットボール、アメリカンフットボール |
| 13. バドミントン | 14. 卓球 |
| 15. 柔道 | 16. 剣道、居合道、なぎなた、銃剣道 |
| 17. 空手、少林寺拳法、テコンドー、合気道 | 18. 弓道 |
| 19. アーチェリー | 20. クレー射撃 |
| 21. ボート（ローイング） | 22. カヌー |
| 23. スキー、スノーボード、アイススケート | 24. ゴルフ |
| 25. グラウンドゴルフ、ゲートボール、パークゴルフ | 26. サイクリング、自転車競技 |
| 27. BMX | 28. 器械体操、新体操、トランポリン |
| 29. 軽体操（ラジオ体操、リズム体操等） | 30. ダンス（ジャズ、社交ダンス、ブレイキン、フラダンス、フォークダンス等） |
| 31. エアロビクス、ヨガ、バレエ、ピラティス | 32. 武術太極拳、太極拳 |
| 33. トレーニング（筋力、持久力等） | 34. スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、一輪車 |
| 35. バルクール、スラックライン | 36. 縄跳び、ダブルダッチ |

- | | |
|--|---|
| 37. チアリーディング、バトントワリング | 38. ドッジボール |
| 39. ハンドボール | 40. グラウンドホッケー、ラクロス |
| 41. ボウリング | 42. レスリング、ボクシング |
| 43. 相撲 | 44. フリークライミング(ボルダリング、リードクライミング、スピードクライミング等) |
| 45. ヨット、水上スキー、ウェイクボード、水上バイク | 46. スノーバダイビング、スキンドайビング、フリーダイビング、シュノーケリング |
| 47. サーフィン、ボディボード、ウインドサーフィン | 48. グライダー、ハングライダー、パラグライダー、スカイダイビング |
| 49. 乗馬 | |
| 50. レクリエーションスポーツ(ティーボール、フライングディスク、ディスクゴルフ、インディアカ、
スポーツチャンバラ、ユニカール、アルティメット、キンボール、シャフルボード、ベタンク、綱引き、ダーツ、
スポーツ吹き矢、モルック、バウンドテニス、フィッシング 等) | |
| 51. 障害者スポーツ () | 52. eスポーツ () |
| 53. その他 () | |

問 25. あなたは、戸田市がスポーツを推進していくうえで、重要なことは何だと思えますか。(該当するすべてに○)

- | | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 1. スポーツ施設・設備の充実 | 2. スポーツ教室やイベントの充実 |
| 3. こどもの体力向上に向けた取り組み | 4. 学齢期におけるクラブ活動・部活動の充実(部活動地域移行の促進を含む) |
| 5. 高齢者スポーツの促進 | 6. 障がい者スポーツの促進 |
| 7. スポーツ指導者・ボランティアの育成 | 8. スポーツ団体の育成・支援 |
| 9. トップレベルのスポーツ選手の育成・支援 | 10. 総合型地域スポーツクラブの支援 |
| 11. プロスポーツの試合などスポーツ観戦の機会創出 | 12. スポーツ推進は必要ない |
| 13. その他 [具体的に記入してください。] | |

問 26. 最後に、戸田市のスポーツ施設や、スポーツに対する取り組みに関してご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

また、あなたの身近な方(保護者、お子さん、パートナー等)とスポーツの関わりについて感じていることがありましたらご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

なお、今後、スポーツ推進計画を策定するにあたり、障がい者に対するスポーツ推進も重要であると考えております。

お手数ですが、障がいのある方は、次ページの障がい者調査票もご記入ください。

障がいのある方は、こちらまで回答ください

問A 障がいの状況をお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 身体 2. 知的 3. 精神 4. 発達障害 5. 難病患者等

問B 障がいのない人とスポーツを行う機会がありますか。(1つに○)

1. よくある 2. 時々ある 3. あまりない 4. まったくない

問C 障がい者スポーツを過去1年以内に行いましたか。(1つに○)

1. 行った→競技名(該当するものすべてに○)
車いすバスケ ・ 車いすラグビー ・ ゴールボール ・ ポッチャ
その他()
2. 行っていない

※スポーツをする方にお聞きします。

問D スポーツをするうえで、苦勞した点がありますか。(該当するものすべてに○)

1. 近くに利用できる施設がない 2. 交通手段がない
3. 施設のバリアフリー化が不十分 4. 施設の受け入れ態勢が不十分
5. 障がい者が参加できるスポーツ教室や施設の情報が少ない
6. 教えてくれる人(指導者)がいない 7. いっしょに行う仲間や相手がいない
8. 特にない 9. わからない
10. その他 (具体的に記入してください)

問E あなたは、障がい者スポーツを推進するために必要なことは何だと思えますか。(該当するものすべてに○)

1. 障がい者が利用しやすい施設の充実
2. 障がい者のためのスポーツ教室やイベントの充実
3. 障がい者スポーツの指導者やボランティアの育成
4. 障がい者のスポーツサークル、団体の育成
5. 障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツ教室やイベントの充実
6. 障がい者スポーツの推進は必要ない
7. その他 (具体的に記入してください)

※質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

